

港則法関係書類作成・申請の手引き

令和3年5月

高知海上保安部

電話 088-832-7114

目次

第1章 概要

第1 申請・届出時の留意事項

第2 高知海上保安部が所掌する（宿毛、土佐清水海上保安署含む）各港の状況

第2章 書類の作成・申請要領

第1 入出港届

第2 入出港省略許可申請書

第3 係留施設使用届

第4 係留施設使用届省略許可申請書

第5 停泊場所指定願

第6 危険物荷役許可申請書

第7 危険物運搬許可申請書

第8 工事・作業許可申請書

第9 行事許可申請書

別紙1 停泊場所（びょう地）

別紙2 令和3年1月1日現在 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）による危険物一覧

別紙3 危険物接岸荷役許容量

別紙4 標準処理期間

第 1 章 概要

第1 申請・届出時の留意事項

1 受付時間（窓口申請と電子申請）

平日 午前8時30分～正午、午後1時00分～午後4時30分

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は、受付できません。

ただし、緊急を要する場合は、受け付けます。

2 受付場所

(1) 高知港（各種許可申請、各種届出）

甲浦港、室戸岬港、室津港、奈半利港、宇佐港、須崎港、久礼港、上ノ加江港（工事・作業許可申請）

◇ 高知海上保安部 交通課

住所 高知県高知市棧橋通5丁目4-55 高知港湾合同庁舎3階

電話 088-832-7114

FAX 同上

(2) 宿毛湾港（工事・作業許可申請）

◇ 宿毛海上保安署

住所 高知県宿毛市片島10-60-6

電話 0880-65-8117

FAX 0880-65-8123

(3) 佐賀港、上川口港、下田港、清水港（工事・作業許可申請）

◇ 土佐清水海上保安署

住所 高知県土佐清水市旭町18-46

電話 0880-82-0464

FAX 0880-82-0549

3 申請書（許可・届出）作成上の留意事項

(1) 申請書は、市販されていません。

以下へアクセスし、ダウンロードしてください。

- ・ 高知海上保安部ホームページの「各種申請届出案内」

<<https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kochi>>

(2) 用紙のサイズはA4版を用い、文字は黒色で記載して下さい。

(3) 提出日は、高知海上保安部へ申請する日付けを、和暦で記載して下さい。

(4) 提出部数は1部を基本としますが、提出者において保管したい場合は2部を提出して下さい。

(5) 許可書は、当該行為の行われる現場に必ず携行して下さい。

(6) 申請者は、法人又は団体において代表権を有する方であって、法人又は団体の名称・職名・氏名を記入して下さい。

押印は、必要ありません。

(7) 申請の一部は、電子申請「Sea-NACCS (シーナックス)」でも受付けています。

① 電子申請の対象

入出港届、けい留施設使用届、停泊場所(びょう地)指定願、危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請、移動許可申請

② 受付時間

1項目に記載しています。

③ 利用にかかる問合せ

◇ 輸出入・港湾関係情報処理センター(株)

郵便番号 212-0013

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館8階

電話 0120-794525 (044-520-6270)

URL <https://www.naccs.jp/>

◇ 輸出入・港湾関係情報処理センター(株)西日本事務所

郵便番号 550-0004

住所 大阪市西区靱本町1-11-7信濃橋三井ビル12階

電話 0120-794525 (06-6446-3812)

第2 港則法が適用される港（高知県内の港）の範囲

港則法施行令別表第1

名 称	範 囲	担当
高知港	高知灯台（北緯33度29分46秒、東経133度34分23秒）から180度506メートルの地点まで引いた線、同地点から90度3,025メートルの地点まで引いた線、同地点から342度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下田川五台山橋、国分川青柳橋、堀川大鋸屋橋、鏡川九反田橋及び新川川御倉橋各下流の河川水面	高知海上保安部
甲浦港	唐人ヶ鼻を中心とする半径1,000メートルの円内の海面	
室戸岬港	外防波堤突端（北緯33度15分49秒東経134度9分47秒）を中心とする半径1,000メートルの円内の海面	
室津港	後免一号防波堤突端（北緯33度17分8秒、東経134度8分34秒）を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び港橋下流の室津川水面	
奈半利港	奈半利川口左岸突端を中心とする半径1,500メートルの円内の海面及び奈半利川橋下流の奈半利川水面	
宇佐港	白ノ鼻から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
須崎港	コーギノ鼻から257度1,550メートルの地点まで引いた線、同地点から角谷岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大峰橋下流の桜川水面	
久礼港	大野埼から215度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
上ノ加江港	加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	土佐清水海上保安署
佐賀港	鹿島東端を中心とする半径1,000メートルの円内の海面及び佐賀橋下流の伊与木川水面	
上川口港	上川口港第五防波堤西灯台（北緯33度2分2秒東経133度3分12秒）から47度30分745メートルの地点を中心とする半径1,100メートルの円内の海面及び王迎橋下流の蝸川水面	
下田港	西道埼灯台（北緯32度55分51秒、東経132度59分58秒）から354度30分1,800メートルの地点を中心とする半径3,000メートルの円内の海面並びに四万十川山路渡船場（北緯32度58分15秒、東経132度57分9秒）から0度に引いた線以東の後川及び四万十川の各河川水面	
清水港	尾浦埼から遠見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	宿毛海上保安署
宿毛湾港	大島三角点（91メートル）（北緯32度54分54秒、東経132度42分1秒）から69度435メートルの地点から0度に引いた線、同三角点から288度1,215メートルの地点から239度355メートルの地点まで引いた線、同地点から227度1,815メートルの地点まで引いた線、同地点から御殿山三角点（32メートル）（北緯32度55分11秒、東経132度40分16秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

第2章 書類の作成・申請要領

第1 入出港届

総トン数20トン以上の船舶は、高知港に入港したとき、出港しようとする時には港長に入出港届を届出なければなりません。

1 根拠となる条文

港則法第4条

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

2 届出が必要となる対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する船舶を除く全ての船舶が対象となります。

港則法施行規則第2条

次の各号の1に該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

(1) 総トン数20トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶

(2) 平水区域を航行区域とする船舶

(3) 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの

① 一般旅客定期航路事業（海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第3条第2項第2号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第3項に規定する船舶運航計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時季に関する部分を記載した書面

② 特定旅客定期航路事業（海上運送法第2条第5項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第19条の3第2項の規定により準用される同法第3条第2項第2号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時季に関する部分を記載した書面

3 届出者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 届出の方法

書面又は電子申請Sea-NACCSで届け出して下さい。

5 使用する様式

様式は、第1号様式とし、1通提出して下さい。

（なお、この様式は、税関・入国管理事務所及び港湾管理者へ提出するものと共通とな

っています。)

6 提出する時期

(1) 入港届 (入出港届を含む。)

入港後に「遅滞なく」提出するもので、「遅滞なく」とは不可能な間のみ猶予されているものであって、届け出ることが可能な状態の下においては、直ちに届け出なければなりません。

入港した際に、出港日時があらかじめ定まっているときは、「入出港届」として届け出ても差し支えありません。

(2) 出港届

出港前後の適宜の時期に届け出して下さい。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通です。

(2) 「入港」とは、港域線の内側に入ったときをいうのではなく荷役・人の乗下船・物資補給などの目的をもって港域内に停泊する際、岸壁などの係留施設に完全に係留したとき、錨泊の場合は錨が海底をかいたときをもって「入港」とします。

「出港」とは、岸壁などの係留施設から係留索を完全に放したとき、錨泊の場合は海底に着いた錨が立ち上がったとき(起錨となったとき)をもって「出港」とします。

(3) 書面による場合は、届出者の所属又は職名を記載して下さい。

郵送で提出する場合は、連絡先も明記して下さい。

(4) 入出港届の提出後、出港の日時に変更のあったときは、口頭、電話等で届け出ても差し支えありません。

(5) 船名は、日本船は船舶国籍証書に記載されているとおりに記載して下さい。

(6) 「前寄港地・次寄港地」の欄には港の名称を、「港における船舶の位置(停泊地)」欄には港内の停泊・係留した場所を記入して下さい。

(7) 港内の岸壁・係留施設を移動して複数の場所で荷役を行う場合などは、仕出港から高知港に最初に「入港」した日時、高知港で最後の荷役を終え次の目的地へ向けて「出港」する日時を【3 到着日時／出発日時】に記載し、高知港内での移動状況は【1 備考】に記載をして下さい。

(記載例) 第1号様式

入出港届
GENERAL DECLARATION

		<input checked="" type="checkbox"/> 到着 Arrival	<input checked="" type="checkbox"/> 出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship 海保丸 貨物船 JC1234		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure 高知港	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure 4/1 4/2 0000 0000
4. 船舶の国籍 Nationality of ship 日本	5. 船長の氏名 Name of Master 海保 太郎	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination 高知港／高知港	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date [※] ; Number) 高知港 2021. 4. 1 123456		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent 海保海運 高知県高知市棧橋通	
9. 総トン数 Gross tonnage 699トン	10. 純トン数 Net tonnage —	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator 海保海運 高知県高知市棧橋通	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station) 潮江公共1-6岸壁			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged) 徳島—高知			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo なし			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master) 5	15. 旅客の数 Number of passengers 0	16. 備考 Remarks 4/1 0000→4/1 1200 潮江公共1-6岸壁 4/1 1200→4/2 0000 仁井田公共5-2岸壁	
添付書類の枚数 [※] Attached document [※] (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration なし	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration なし		
19. 乗組員名簿 Crew List なし	20. 旅客名簿 Passenger List なし	21. 日付 Date 令和〇年〇月〇日	
21. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration なし	22. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health なし		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

- Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※"
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8"

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 入出港省略許可申請書

定期的に運航している船舶で、概ね月に10回以上入出港する船舶は、あらかじめ港長の許可を受けていれば入出港届をその都度提出する必要はありません。

1 根拠となる条文

港則法施行規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

2 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

3 申請の方法

書面で申請して下さい。

4 使用する様式

様式は、第2号様式とし、1通提出して下さい。

5 提出する時期

毎月20日～末日の間で、許可を受けようとする期間の始期までに、十分余裕をもって申請して下さい。

6 許可の対象となる船舶

主に高知港を基地とし、係留場所が確保され船舶の動静把握が容易な次に掲げる船舶。

- (1) 同一船舶が、一定の範囲内に停泊すること。
- (2) 概ね月に10回以上入出港する船舶。

7 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 入出港届の省略は、原則として1ヶ月以内の期間を限って許可します。
- (3) 入出港届省略の許可に当たっては、許可期間中の入出港の実績表を期間終了後、遅滞なく港長に提出することを条件とします。
- (4) 新たに申請を検討される方は、余裕のある時期に事前に、運航状況がわかる資料を用意して相談して下さい。

(記載例) 第2号様式

入 出 港 届 省 略 許 可 申 請 書

令和 年 3月 20日

高知港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運
高知県高知市棧橋通
海保丸船長 海保太郎

船舶の名称	海保丸	予 定 到 着 日 時 ／ 出 発 日 時	4 / 1 0 0 0 0 ～ 4 / 3 1 2 4 0 0
船舶の種類	貨物船		
信号符字又は 船舶番号	J C 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6		
船舶の国籍	日本		
船長の氏名	海保 太郎		
総トン数	6 9 9 トン		
乗組員の数 (船長を含む。)	5		
港における船舶の位置 (停泊地)	潮江公共1-6岸壁	省 略 期 間	自 4月 1日 至 4月 31日
船舶の代理人 の氏名又は 名称及び住所	海保海運 高知県高知市棧橋通		
主な航行海域 (航行経路)	高知港-徳島港		
貨物に関する 簡潔な記述	なし		

(第2号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 予定到着日時／出発日時が当該欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 4 省略期間は、原則として1ヶ月以内の期限に限って申請すること。
- 5 申請書は、1通提出すること。

第3 係留施設使用届

総トン数500トン以上の船舶が高知港において係留施設を使用するときには、係留施設使用届をあらかじめ港長に届出なければなりません。

1 根拠となる条文

港則法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

2 届出が必要となる対象船舶

総トン数500トン以上の船舶

3 届出者

係留施設の管理者です。

4 届出の方法

書面又は電子申請Sea-NACCSで届け出して下さい。

5 使用する様式

様式は、第4号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

係留しようとするまでに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 係留施設の管理者は、係留しようとする船舶が、当該施設の水深・係船能力などを考慮して、安全に係留できることを確認のうえ届出して下さい。
- (3) 同一係留施設において、係留船舶が重複しないように時間調整のうえ届け出して下さい。
- (4) 総トン数が明示されていない台船・バージ・作業船などは、次のとおり取り扱います。
 - ・積載トン数がある場合—積載トン数の60パーセントを総トン数とみなす
 - ・積載トン数がない場合—「全長」×「幅」×「平均喫水（貨物満載状態）」×0.6を総トン数とみなす
- (5) 係留能力を超える船舶は、原則としてその施設は使用できません。
やむを得ない事情のある場合は、十分余裕をもって事前に高知海上保安部交通課航行安全係に相談して下さい。（この場合、電子申請での取り扱いはできません。）

(記載例) 第4号様式

係留施設使用届

令和 年 4月 1日

高知港長 殿

届出者所属・氏名 海保海運 高知県高知市栈橋通
所長 海保太郎

船舶の名称	海保丸		
船舶の国籍	日本	船舶の種類	貨物船
船舶の全長	70m	総トン数	699トン
重量トン数	699トン	最大喫水	5m 00cm
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運 所長 海保太郎 高知県高知市栈橋通		
係留施設の名称又は場所	潮江公共岸壁	係留期間	自 4月 2日 00時 00分
			至 4月 2日 24時 00分
主な揚荷	種類	数量	
	鋼材	300トン	
主な積荷	種類	数量	
	N I L		

(第4号様式)

注意

- 1 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 2 届書は、1通提出すること。

第4 係留施設使用届省略許可申請書

定期的に運航している船舶で、概ね月に10回以上係留施設を使用する船舶は、あらかじめ港長の許可を受けていれば係留施設使用届をその都度提出する必要はありません。

1 根拠となる条文

港則法施行規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

2 許可の対象となる船舶

主に高知港を基地とし、係留場所が確保され船舶の動静把握が容易な次に掲げる船舶。

- (1) 同一船舶が、一定の範囲内に停泊すること。
- (2) 概ね月に10回以上係留する船舶。

3 申請者

係留施設の管理者です。

4 申請の方法

書面で申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第5号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

毎月20日～末日の間で、許可を受けようとする期間の始期までに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 係留施設使用届の省略は、原則として1ヶ月以内の期間を限って許可します。
- (3) 新たに申請を検討される方は、余裕のある時期に事前に、係留状況がわかる資料を用意して高知海上保安部交通課まで相談して下さい。

(記載例) 第5号様式

係留施設使用届省略許可申請書

令和 年 3月 20日

高知港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 高知県高知市棧橋通
海保丸船長 海保太郎

- 1 係留施設の名称又は場所
潮江公共岸壁
- 2 係留施設使用届省略期間

自 4月 1日
至 4月 31日

- 3 係留の用に供する船舶の要目

船舶の名称	船舶の種類	総トン数	重量トン数	船舶の全長	最大喫水
海保丸	貨物船	699トン	699トン	70m	5m

(第5号様式)

注意

- 1 省略期間は、原則として1ヵ月以内の期限を限って申請すること。
- 2 申請書は、1通提出すること。

高知港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 高知県高知市棧橋通

海保丸船長 海保太郎

【共通項目】

船舶の名称	海保丸			信号符字又は船舶番号	J C 1 2 3 4 / 1 2 3 4 5 6	
船舶の国籍	日本	船舶の種類	タンカー	総トン数	699トン	
船舶の全長	70m	最大喫水	5m 00cm	重量トン数	699トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運 海保太郎 高知県高知市棧橋通			船長の氏名	海保太郎	
危険物情報		品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）		こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	入港時	硫酸 8 UN1830			200 K/T	IN BULK
	出港時	なし				

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的	揚荷役のため	停泊予定期間	4月 2日 12時 00分から
希望停泊場所	IZ-01A		4月 2日 13時 00分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前 移動後	移動後停泊予定期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所	三里公共岸壁	荷役情報	荷役業者名	海保海運
停泊期間	4月 2日 14時 00分から 4月 2日 15時 00分まで		荷役期間	4月 2日 14時 10分から 4月 2日 14時 50分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第7条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第7条第2項の規定による移動届
 - 同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 4 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 5 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 6 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 7 ※欄には記載しないこと。
- 8 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 9 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 10 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰る危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 11 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 12 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 13 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 14 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 15 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 16 申請書等は、1通提出すること。
- 17 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第6 危険物荷役許可申請書

高知港において、船舶で危険物の荷役をするには港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第23条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 許可の対象となる船舶

危険物を貨物として荷役をしようとする船舶

3 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 申請の方法

書面又は電子申請Sea-NACCSで申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第3号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

入港するまでに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 港則法上の危険物は、別紙3のとおりです。
- (3) 一般岸壁の危険物接岸荷役許容量は、別紙4のとおりです。
- (4) 危険物の品名は、商品名ではなく、告示に定められた品名を記入して下さい。
- (5) 引火性液体類は、必ず引火点を記入して下さい。
- (6) 数量は、個品の場合は容器包装の数、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載して下さい。
なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に（ ）書きで薬量を記載して下さい。
- (7) 危険物専用岸壁においては、あらかじめ承認されている最大荷役量の範囲内の荷役量で、定められた安全対策を遵守して荷役することになります。
- (8) 2種類以上の危険物の荷役許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。
既に危険物を積載している船舶が一部の危険物を荷卸しし、又は、他の危険物を積込む場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量（荷役する危険物の付近に開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあつては荷役許容量に同じ数量とする。）で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とする。

計算式

$$\left(\frac{a_1}{A_1} + \frac{a_2}{A_2} + \dots \right) + \left(\frac{b_1}{B_1} + \frac{b_2}{B_2} + \dots \right) \leq 1$$

$a_1 \cdot a_2 \dots$ 既に積載していて荷役しない危険物の量

$A_1 \cdot A_2 \dots$ 既に積載していて荷役しない危険物の停泊許容量

$b_1 \cdot b_2 \dots$ 荷役する危険物の量

$B_1 \cdot B_2 \dots$ 荷役する危険物の荷役許容量

(9) その他詳細は、様式3号様式裏面の注意書きを参考にして下さい。

高知港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 高知県高知市棧橋通

海保丸船長 海保太郎

【共通項目】

船舶の名称	海保丸			信号符字又は船舶番号	J C 1 2 3 4 / 1 2 3 4 5 6	
船舶の国籍	日本	船舶の種類	タンカー	総トン数	699トン	
船舶の全長	70m	最大喫水	5m 00cm	重量トン数	699トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運 海保太郎 高知県高知市棧橋通			船長の氏名	海保太郎	
危険物情報		品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）		こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	入港時	硫酸 8 UN1830			200 K/T	IN BULK
	出港時	なし				

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的	揚荷役のため	停泊予定期間	4月 2日 12時 00分から
希望停泊場所	IZ-01A		4月 2日 13時 00分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前 移動後	移動後停泊予定期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所	三里公共岸壁	荷役情報	荷役業者名	海保海運
停泊期間	4月 2日 14時 00分から 4月 2日 15時 00分まで		荷役期間	4月 2日 14時 10分から 4月 2日 14時 50分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第7条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第7条第2項の規定による移動届
 - 同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 4 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 5 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 6 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 7 ※欄には記載しないこと。
- 8 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 9 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 10 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰る危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 11 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 12 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 13 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 14 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 15 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 16 申請書等は、1通提出すること。
- 17 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第7 危険物運搬許可申請書

高知港において、船舶で危険物の運搬をするには港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第23条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

2 許可の対象となる船舶

危険物を運搬しようとする船舶

3 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 申請の方法

書面又は電子申請Sea-NACCSで申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第7号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

運搬作業実施までに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 運搬とは、運搬の始発・終着が両地点がその特定港内又は境界附近にある場合をいいます。
- (3) 運搬する危険物の積込み及び荷卸しに関する代理店が異なる場合は、それぞれの作業について、第3号様式による「危険物荷役許可申請」の手続きによっても差し支えありません。
- (4) 申請書類作成及び荷役許容量などに関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。
- (5) その他詳細は、様式7号様式裏面の注意書きを参考にして下さい。

(記載例) 第7号様式

危険物運搬許可申請書

令和 年 4月 1日

高知港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 高知県高知市棧橋通
海保丸船長 海保太郎

船舶の名称	海保丸			信号符字又は船舶番号	J C 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	
船舶の種類	タンカー	総トン数	699トン	重量トン数	699トン	
船舶の全長	70m	最大喫水	5m00cm	船長の氏名	海保太郎	
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所	海保海運 所長 海保太郎 高知県高知市棧橋通					
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)			こん包の 数	正味重量	船内の 積付位置
	硫酸 8 UN1830				200K/T	IN BULK
運搬業者名	海保海運		荷役業者名	海保海運		
運搬期間 及び回数	自 4月 2日 12時00分		荷役 期間	自 4月 2日 10時00分		
	至 4月 2日 12時30分			至 4月 2日 11時00分		
運搬区間	自 三里7-1号岸壁		回	自 4月 2日 13時00分		
	至 潮江1-6号岸壁			至 4月 2日 14時00分		
経路	場 所			岸壁又は錨地コード		
	自 三里7-1号岸壁			(DA00C)		
	至 潮江1-6号岸壁			(DB00C)		

(第7号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 4 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 5 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 6 申請書等は、1通提出すること。
- 7 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第8 工事・作業許可申請書

特定港内又は特定港の境界附近において、工事・作業を実施するときには、事前に港長の許可が必要となります。

港則法 43 条の準用規定により特定港以外の港則法適用港にも本規定が準用されます。

1 根拠となる条文

港則法第31条第1項

特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 申請者

工事又は作業の実施責任者

工事又は作業の実施について指揮監督する権限を有する方（通常は、元請業者の代表権を有する方で、発注者と契約行為を行った方）

必ずしも現場において安全管理・施工を管理監督する作業（現場）責任者と同一ではありません。

このほか、元請業者の代表権を有する方からの「委任状」により、港則法関係書類の一式について作成・申請の委任を受けた方とします。

3 申請の方法

書面で申請して下さい。

4 使用する様式

様式は、第9号様式とし、1通提出して下さい。

5 提出する時期

工事又は作業に着手する概ね1ヶ月前までに提出して下さい。

一般船舶に与える影響が大きいと考えられる場合は、標準審査より多くの審査期間を必要とする場合があるほか、実施について船舶関係者等に周知する必要があるため、事前に余裕をもって相談して下さい。

6 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 港の境界附近とは、工事、作業の行為が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響を及ぼす範囲をいいます。
- (3) 概念的に、工事とは行為の行われた場所において将来的に工作物が残る等してその痕跡を残すもので、作業とは痕跡を残さないものです。
- (4) 一般的に工事又は作業と呼ばれるものでも、船内における清掃作業等、その行為の及ぼす影響が当該船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役等、港内で通常行われる行為は除外されます。
- (5) 定置網、のり養殖施設等の漁業に関する工作物を設置する場合も該当します。
- (6) 潜水して作業する場合は、器具を用いると否とに関わらず、作業に該当します。

- (7) 水面上における橋梁築造、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から海面上に構造物が張り出す場合等は、工事又は作業に該当することがあります。
- (8) 申請書類が分厚くなる場合は、目次を作成し書類にページ数を入れ、添付された図面、表等には、図1、図2、表1、表2等と付し、本文に記載された内容が分かりやすいようにして下さい。
- (9) 浚渫、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための調査を行って下さい。
 なお、過去に磁気探査を実施して、その後、土砂等の堆積がない場合は、磁気探査を省略出来ることもありますので、事前に当時の実施結果を説明して下さい。

工種	磁気探査範囲
浚渫	施工区域内及び法肩から外方20メートル
杭及び矢板打ち	法線から両側10メートル
ボーリング	ボーリング箇所を中心に半径5メートルの円内

7 記入要領

(1) 目的及び種類

発注者と契約した工事名称をそのまま記載せず、工事作業の目的及び実際に行う工事作業の種類を簡潔に記載して下さい。

例 高知港〇〇岸壁前面海域の水深を一〇mに維持するための浚渫

目的 〇〇岸壁付近の静穏度を高めるために〇〇防波堤を築造する

種類 〇〇防波堤築造の第1期工事として床掘りを施工するもの

(2) 期間及び時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を記載して下さい。

工事作業の期間は、一般船舶等への影響を少なくするため、できる限り短い期間として下さい。

概ね1ヶ月以上にわたり形態の異なる複数の工事作業を行うときは、各工事作業の種類及び期間について記載した工程表を添付して下さい。

例 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

毎日午前〇〇時から午後〇〇時まで

予備日 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 区域又は場所

①区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

②区域を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台等の著名物標からの方位、距離で記入して下さい。

- ③区域を記載した図面を添付して下さい。
- ④工事船を船固めするアンカーワイヤーの展張範囲、工事作業現場での作業船の稼動範囲など、工事作業現場において使用する区域について記載して下さい。
- ⑤形状の変化をとまなう工事を行うときは、形状が変化する区域及び施工にとまなう区域を区分して記載して下さい。

例 高知港〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルを中心とする半径〇〇メートルの円内海面

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ 高知港〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルの地点

ロ イ地点から〇〇度〇〇メートルの地点

ハ ロ地点から〇〇度〇〇メートルの地点

ニ ハ地点から〇〇度〇〇メートルの地点

(4) 方法

- ①方法及び手段は、施工順序に従って関係図面を用いる等して、簡潔明瞭に記入して下さい。
- ②付近の可航幅（実施する海域を船舶が航行できる幅員）を著しく狭くする工事作業については、図面等に可航幅を明瞭に記載して下さい。

(5) その他

- ①その他の項目には、許可を受けようとする工事、作業区域の付近を航行する船舶に対する安全対策を記載して下さい。
- ②事故防止措置（安全対策）は次のような事項を記載して下さい。
 - ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
 - ・標識の設置
 - ・警戒船の配備
 - ・荒天時等の中止基準
 - ・緊急時の連絡体制
 - ・関係先との調整及び周知状況
 - ・作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難先

③種類、規模等によりそれぞれ異なりますが、次の記載例を参考にして下さい

- 例1 本工事の現場責任者を〇〇と定め、工事全般の安全管理に対して監督します。
- | | | |
|-----|----|----|
| 連絡先 | 昼間 | 夜間 |
|-----|----|----|
- 2 施工に当たり、〇〇等からなる安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討を行います。
 - 3 関係作業員には、現場責任者が事故防止措置等について指導徹底します。
 - 4 作業船には、海上衝突予防法に規定する〇〇の標識を掲げます。（操縦性能制限船の標識等）

- 5 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を掲げます。
- 6 警戒船を〇〇海域と〇〇海域に配備し、作業区域に接近する船舶等がわかる様な方法（赤旗、相手船に聞こえるような拡声器等）により注意喚起する等し、事故防止に努めます。
- 7 作業区域、アンカーブイを明示するため、〇〇図とおりの灯浮標（型式〇〇、塗色〇〇色、〇閃光毎〇秒、光達距離〇〇k m、灯高〇〇m）を〇基設置します。
- 8 気象の変化に留意し、気象庁が気象警報（津波注意報を含む）を発表した場合は作業を中止して避難します。

中止基準 風速〇〇m/秒以上、波高〇〇m以上、視界〇〇k m以下

（潜水作業時）風速〇〇m/秒以上、波高〇〇m以上、視界〇〇k m以下、潮流
〇ノット以上

- 9 緊急時、事故発生時は緊急連絡系統図により港長等に通報します。
- 10 作業船と警戒船はトランシーバー、潜水士船と潜水士は水中電話で連絡を取り、接近船舶がある場合は、潜水士を潜水士船上へ上げて船舶の航行を優先します。
- 11 工事作業の実施について、付近通航船舶、利用者等に説明した結果、通航に支障ないと調整済みです。
- 12 施工区域内で係留中の船舶については、施工前に移動することで調整済みです。
- 13 海洋汚染防止措置として、養生シートを設置します。

(工事・~~作業又は行事~~) 許可申請書

令和 年 4月 1日

高知港長 殿

(高知海上保安部長)

※高知港以外の港則法適用港については高知海上保安部長を宛てにしてください

申請者所属・氏名 海保海運 代表取締役社長

海保 太郎

1 目的及び種類

高知港潮江公共岸壁前面海域の水深を一7mに維持するための浚渫

2 期間及び時間

令和3年5月1日から令和3年5月20日までの間

(日出～日没までの間)

予備日(令和3年5月21日から令和3年5月31日までの間)

3 区域又は場所

高知港潮江公共岸壁前面海域

(P●～P●記載のとおり)

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

P●～P●記載のとおり

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

P●～P●記載のとおり

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第9 行事許可申請書

特定港内において、行事を実施する時には、事前に港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 申請者

実施責任者（行事の実施について全般の指揮監督する権限を有する者）

3 申請の方法

書面で申請して下さい。

4 使用する様式

様式は、第9号様式とし、1通提出して下さい。

5 提出する時期

行事を実施する概ね1ヶ月前までに提出して下さい。

一般船舶に与える影響が大きいと考えられる場合は、標準審査より多くの審査期間を必要とする場合があるので、余裕をもって事前に相談して下さい。

6 留意事項

- (1) 提出部数は1通です。
- (2) 行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、海上花火大会等で一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って複数の船舶等が参加して行われる社会的な活動をいいます。
- (3) 参加する船艇が少数であっても水域を占用（ブイ等の設置を含む。）したり、船隊を組む等して港域内を通常の航行形態と異なった形で航行する場合は行事に該当します。

7 記入要領

(1) 目的及び種類

港内で行われる行事の目的及び行事の種類について簡潔に記載して下さい。

例 海洋汚染防止思想普及のための海上パレード

油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練

帆走技術向上のためのヨットレース大会

(2) 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時刻を正確に記載して下さい。

行事開催前の準備作業及び終了後の後片付け等も含めて海面を使用する時間を記載して下さい。

例 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

毎日午前〇〇時から午後〇〇時まで

予備日 高知〇〇年〇〇月〇〇日から高知〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 区域又は場所

- ①区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため、通航船舶の多い航路筋や港の出入口などをできる限り避けるとともに、必要最小限の範囲として下さい。
- ②区域を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台等の著名物標からの方位、距離で記入して下さい。
- ③区域を記載した図面を添付して下さい。

例 高知港〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルを中心とする半径〇〇メートルの
円内海面

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- イ 高知港〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルの地点
- ロ イ地点から〇〇度〇〇メートルの地点
- ハ ロ地点から〇〇度〇〇メートルの地点
- ニ ハ地点から〇〇度〇〇メートルの地点

(4) 方法

行事の方法を順追って具体的に記載して下さい。

行事の参加人数、船隊の編成状況、参加船等を使用する場合はその旨記載して下さい。

(5) その他

- ①その他の項目には、許可を受けようとする行事の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。
- ②事故防止措置（安全対策）は次のような事項を記載して下さい。
 - ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
 - ・標識の設置
 - ・警戒船の配備
 - ・荒天時等の中止基準
 - ・緊急時の連絡体制
 - ・関係先との調整及び周知状況

③種類、規模等によりそれぞれ異なりますが、次の記載例を参考にして下さい

例1 本行事の現場責任者を〇〇と定め、行事全般の安全管理に対して監督します。

連絡先 昼間

- 2 実施に当たり、〇〇等からなる安全連絡会議を設け、行事の調整、安全対策の検討を行います。
- 3 関係者には、現場責任者が事故防止措置等について指導徹底します。
- 4 警戒船を〇〇海域と〇〇海域に配備し、作業区域に接近する船舶等がわかる様な方法（赤旗、相手船に聞こえるような拡声器等）により注意喚起する等し、事故防止に努めます。

- 5 区域を明示するため、〇〇図とおり灯浮標（型式〇〇、塗色〇〇色、〇閃光毎〇秒、光達距離〇〇k m、灯高〇〇m）を〇基設置します。
- 6 気象の変化に留意し、気象庁が気象警報（津波注意報を含む）を発表した場合は作業を中止して避難します。
中止基準 風速〇〇m／秒以上、波高〇〇m以上、視界〇〇k m以下
- 7 緊急時、事故発生時は、緊急連絡系統図により港長等に通報します。
- 8 指揮船と警戒船の連絡方法はトランシーバーとします。

(~~工事・作業又は行事~~) 許可申請書

令和 年 4月 1日

高知港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 代表取締役社長
海保 太郎

1 目的及び種類

高知港オイルフェンス展張訓練

2 期間及び時間

令和3年5月1日

(日出～日没までの間)

予備日(令和3年5月2日)

3 区域又は場所

高知港潮江公共岸壁前面海域

(P●～P●記載のとおり)

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

P●～P●記載のとおり

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

P●～P●記載のとおり

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

【玉島錨地】 IZ-01A

※危険物積載船を指定(最大 2 隻)

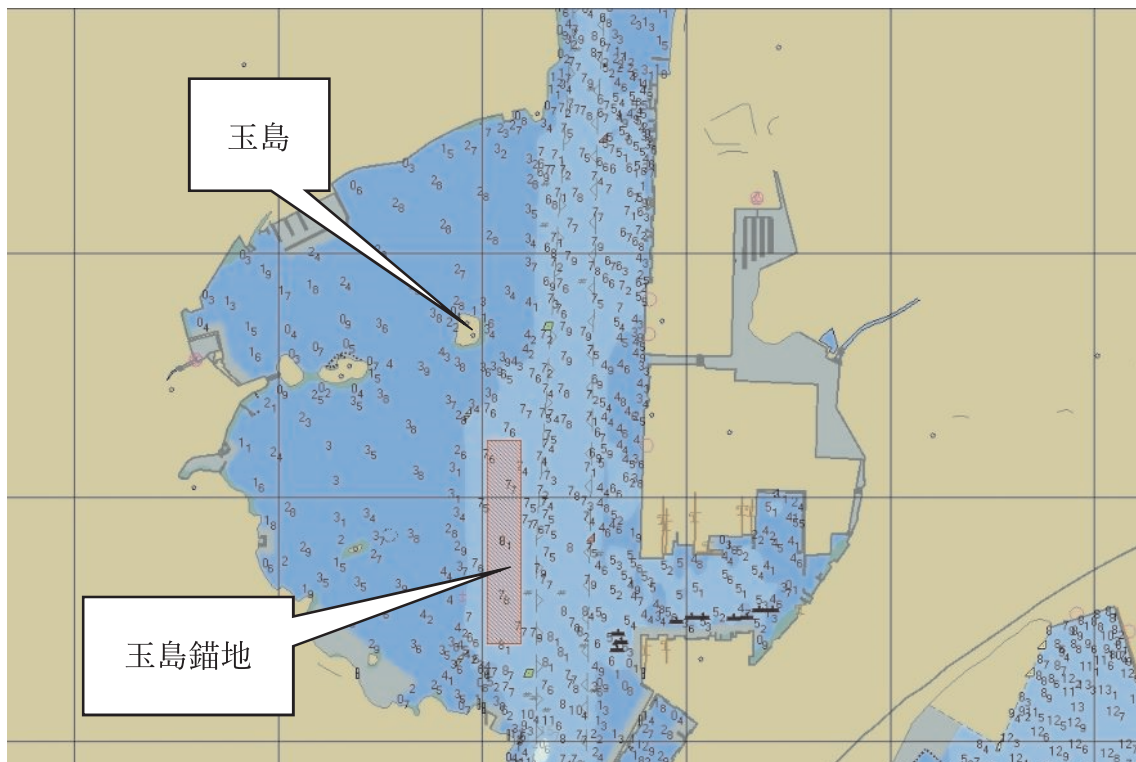
・ 下記 4 地点を順に結んだ線により囲まれる海域

(イ) 33-31-07.13N 133-33-30.610E

(ロ) 33-31-07.13N 133-33-35.609E

(ハ) 33-30-42.13N 133-33-35.611E

(ニ) 33-30-42.13N 133-33-30.611E



(二) 危険物一覧表

種類	類別	危険物コード	品名
爆発物	火薬類	等級1.1 1.2 1.5 等級1.3 1.4 1.6	危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「危規則」という。)第2条第1号イに掲げるもの
	酸化性物質類	有機過酸化物	UN3101 有機過酸化物B(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3102 有機過酸化物B(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
UN3111 有機過酸化物B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
UN3112 有機過酸化物B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
その他の危険物	高圧ガス	引火性高圧ガス	MS7299 その他の溶解ガス(引火性のもの)
			UN1001 アセチレン(溶解)
			UN1010 フタジエン(安定剤入りのものに限る。)又はフタジエンと炭化水素の混合物(安定剤入りのものであって、フタジエンの濃度が40%を超えるものに限る。)
			UN1011 ブタン
			UN1012 ブチレン[ブテン]
			UN1027 シクロプロパン
			UN1030 1,1-ジフルオロエタン[フッ化エチレン][フッ化エチリデン][二フッ化エチリデン][冷媒用ガスR152a]
			UN1032 ジメチルアミン(無水物)
			UN1033 ジメチルエーテル[メチルエーテル]
			UN1035 エタン
			UN1036 エチルアミン(無水物又は濃度が70質量%を超える水溶液に限る。) [アミノエタン][モノエチルアミン]
			UN1037 塩化エチル[クロロエタン]
			UN1038 エチレン(深冷液化されているもの)
			UN1039 エチルメチルエーテル[メトキシエタン]
			UN1041 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のものに限る。)
			UN1049 水素(圧縮されているもの)
			UN1055 イソブチレン[イソブテン]
			UN1057 喫煙用ガスライター又は詰め替え用容器(液化石油ガス(詰め替え用容器にあっては、65g以下の液化石油ガス)を充てんしているもの)
			UN1060 メチルアセチレンとプロパジエンの混合物(安定剤入りのもの)
			UN1061 メチルアミン(無水物)[アミノメタン][モノメチルアミン]
			UN1063 塩化メチル[クロロメタン][冷媒用ガスR40]
			UN1075 その他の液化石油ガス
			UN1077 プロピレン[プロペン]
			UN1081 四フッ化エチレン(安定剤入りのもの)
			UN1083 トリメチルアミン(無水物)
			UN1085 臭化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1086 塩化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1087 メチルビニルエーテル(安定剤入りのもの)
			UN1860 フッ化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1912 塩化メチルと塩化メチレンの混合物(引火性のもの)
			UN1950 エアソール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1954 その他の圧縮ガス(引火性のもの)
			UN1957 重水素(圧縮されているもの)[ジウテリウム]
			UN1959 1,1-ジフルオロエチレン[フッ化ビニリデン][冷媒用ガスR1132a]
			UN1961 エタン(深冷液化されているもの)
			UN1962 エチレン
			UN1964 炭化水素ガス混合物(圧縮されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1965 炭化水素ガス混合物(液化されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1966 水素(深冷液化されているもの)
			UN1969 イソブタン
			UN1971 メタン又は天然ガス(圧縮されているもの)(高濃度のメタンを含有するもの)
			UN1972 メタン又は天然ガス(深冷液化されているもの)(高濃度のメタンを含有するもの)
			UN1978 プロパン
			UN2034 水素とメタンの混合物
			UN2035 1,1,1-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR143a]
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
			UN2044 2,2-ジメチルプロパン[ネオペンタン]
			UN2200 プロパジエン(安定剤入りのもの)
			UN2203 シラン[ケイ化水素又は四水素化ケイ素]
			UN2419 プロモトリフルオロエチレン
			UN2452 エチルアセチレン(安定剤入りのもの)[1-ブテン]
			UN2453 フルオロエタン[フッ化エチル][冷媒用ガスR161]
			UN2454 フッ化メチル[フルオロメタン][冷媒用ガスR41]
			UN2517 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン[ジフルオロモノクロロエタン][冷媒用ガスR142b]
			UN2601 シクロブタン[テトラメチレン]
			UN3138 エチレン、アセチレン及びプロピレンの混合物(深冷液化されているものに限る。)(エチレンの含有率が71.5質量%以上であって、アセチレンが22.5質量%以下、プロピレンが6質量%以下のものに限る。)
			UN3150 小型装置(炭化水素ガスで作動するもの)又は小型装置用炭化水素充てん物
			UN3153 トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロメチルビニルエーテル][トリフルオロメチルトリフルオロエチレン]
			UN3154 ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロエチルビニルエーテル][ペンタフルオロエトキシトリフルオロエチレン]
			UN3161 その他の液化ガス(引火性のもの)
			UN3167 ガス見本(引火性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)
			UN3252 ジフルオロメタン[冷媒用ガスR32]
			UN3312 その他の液化ガス(引火性のもの)(深冷液化されているもの)
			UN3354 殺虫ガス類(引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3374 アセチレン(溶解を含まないもの)
			UN3468 水素吸蔵合金又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素が貯蔵されているものに限る。)
			UN3478 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性の液化されたガスが充てんされているものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3479 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素化金属を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3501 その他の加圧された化学薬品(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3504 その他の加圧された化学薬品(引火性かつ毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3505 その他の加圧された化学薬品(引火性かつ腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3510 その他の吸着ガス(引火性のもの)
			UN3529 内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械(引火性高圧ガスを燃料とするもの)
			UN3537 その他の物品(引火性高圧ガスを含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	非引火性非毒性 高圧ガス	MS7399	その他の溶解ガス(非引火性かつ非毒性のもの)
		UN1002	空気(圧縮されているもの)(酸素の濃度が23.5%以下の空気に限る。)
		UN1003	空気(深冷液化されているもの)
		UN1006	アルゴン(圧縮されているもの)
		UN1009	プロモトリフルオロメタン[冷媒用ガスR13B1]
		UN1013	炭酸ガス(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)(二酸化炭素)[無水炭酸]
		UN1018	クロロジフルオロメタン[モノクロロジフルオロメタン][冷媒用ガスR22]
		UN1020	クロロペンタフルオロエタン[モノクロロペンタフルオロエタン][冷媒用ガスR115]
		UN1021	1-クロロ-1,2,2-テトラフルオロエタン[モノクロロテトラフルオロエタン][冷媒用ガスR124]
		UN1022	クロロトリフルオロメタン[モノクロロトリフルオロメタン][冷媒用ガスR13]
		UN1028	ジクロロジフルオロメタン[冷媒用ガスR12]
		UN1029	ジクロロフルオロメタン[ジクロロモノフルオロメタン][冷媒用ガスR21]
		UN1043	液体肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、尿素及びこれらの混合物の水溶液)(遊離アンモニアの含有率が35質量%を超えるものに限る。)
		UN1046	ヘリウム(圧縮されているもの)
		UN1056	クリプトン(圧縮されているもの)
		UN1058	非引火性液化ガス(窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの)
		UN1065	ネオン(圧縮されているもの)
		UN1066	窒素(圧縮されているもの)
		UN1070	亜酸化窒素[一酸化二窒素]
		UN1072	酸素(圧縮されているもの)
		UN1073	酸素(深冷液化されているもの)
		UN1078	冷凍用ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1080	六フッ化硫黄
		UN1858	ヘキサフルオロプロピレン[冷媒用ガスR1216]
		UN1913	ネオン(深冷液化されているもの)
		UN1950	エアゾール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN1951	アルゴン(深冷液化されているもの)
		UN1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%以下のものに限る。)
		UN1956	その他の圧縮ガス(他の危険性を有しないもの)
		UN1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン[1,1,2,2-テトラフルオロ-1,2-ジクロロエタン][冷媒用ガスR114]
		UN1963	ヘリウム(深冷液化されているもの)
		UN1968	殺虫ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1970	クリプトン(深冷液化されているもの)
		UN1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物(クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの)[モノクロロジフルオロメタンとモノクロロペンタフルオロエタンの混合物、冷媒用ガスR502]
		UN1974	クロロジフルオロプロモメタン[モノクロロジフルオロプロモメタン][冷媒用ガスR12B1]
		UN1976	オクタフルオロシクロブタン[冷媒用ガスRC318]
		UN1977	窒素(深冷液化されているもの)
		UN1982	テトラフルオロメタン[冷媒用ガスR14]
		UN1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR133a]
		UN1984	トリフルオロメタン[冷媒用ガスR23]
		UN2036	キセノン
		UN2037	小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
		UN2073	液体アンモニア(15°Cで比重が0.880未満でアンモニアの含有率が35質量%を超え50質量%以下の水溶液)
		UN2187	炭酸ガス(深冷液化されているもの)(二酸化炭素又は無水炭酸)
		UN2193	ヘキサフルオロエタン[冷媒用ガスR116]
		UN2201	亜酸化窒素(深冷液化されているもの)[一酸化二窒素]
		UN2422	オクタフルオロ-2-ブテン[パーフルオロ-2-ブテン又は冷媒用ガスR1318]
		UN2424	オクタフルオロプロパン[パーフルオロプロパン又は冷媒用ガスR218]
		UN2451	三フッ化窒素
		UN2591	キセノン(深冷液化されているもの)
		UN2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物(クロロトリフルオロメタンの含有率が約60質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR503]
		UN2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物(ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR500]
		UN3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物(酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下のものに限る。)
		UN3136	トリフルオロメタン(深冷液化されているもの)
		UN3156	その他の圧縮ガス(酸化性のもの)
		UN3157	その他の液化ガス(酸化性のもの)
		UN3158	その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)(深冷液化されているもの)
		UN3159	1,1,1,2-テトラフルオロエタン[冷媒用ガスR134a]
UN3163	その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)		
UN3164	物品(加圧されたもの)(空気圧又は水圧により加圧された非引火性かつ非毒性のガスを含有するものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
UN3220	ペンタフルオロエタン[冷媒用ガスR125]		
UN3296	ヘプタフルオロプロパン[冷媒用ガスR227]		
UN3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のものに限る。)		
UN3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のものに限る。)		
UN3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに限る。)		
UN3311	その他の液化ガス(酸化性のもの)(深冷液化されているもの)		
UN3337	冷媒用ガスR404A[ペンタフルオロエタン(約44%)、1,1,1-トリフルオロエタン(約52%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3338	冷媒用ガスR407A[ジフルオロメタン(約20%)、ペンタフルオロエタン(約40%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3339	冷媒用ガスR407B[ジフルオロメタン(約10%)、ペンタフルオロエタン(約70%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3340	冷媒用ガスR407C[ジフルオロメタン(約23%)、ペンタフルオロエタン(約25%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3500	その他の加圧された化学薬品(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3502	その他の加圧された化学薬品(毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3503	その他の加圧された化学薬品(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3511	その他の吸着ガス(他の危険性を有しないもの)		
UN3513	その他の吸着ガス(酸化性のもの)		
UN3538	その他の物品(非引火性非毒性の高圧ガスを含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	高圧ガス	毒性高圧ガス	MS7499 その他の溶解ガス(非引火性かつ毒性のもの)
			UN1005 液体アンモニア
			UN1008 三フッ化ホウ素
			UN1016 一酸化炭素(圧縮されているもの)
			UN1017 塩素
			UN1023 石炭ガス(圧縮されているもの)
			UN1026 ジシアン[シアン][シアンゲン][ジシアンゲン]
			UN1040 酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物(50℃における全圧が1MPa以下のもの)[オキシラン若しくは1,2-エポキシエタン又はオキシランと窒素の混合物若しくは1,2-エポキシエタンと窒素の混合物]
			UN1045 フッ素(圧縮されているもの)
			UN1048 臭化水素(無水物)
			UN1050 塩化水素(無水物)
			UN1053 硫化水素
			UN1062 臭化メチル(クロロピクリン2%を超えないもの)[プロモタン]
			UN1064 メチルメルカプタン[メタンチオール]
			UN1067 二酸化窒素 四酸化二窒素又は過酸化窒素
			UN1069 塩化ニトロシル
			UN1071 オイルガス(圧縮されているもの)
			UN1076 ホスゲン[塩化カルボニル]
			UN1079 二酸化硫黄 亜硫酸ガス又は無水亜硫酸
			UN1082 クロロトリフルオロエチレン(安定剤入りのもの)[トリフルオロモノクロロエチレン][冷媒用ガスR113]
			UN1581 クロロピクリンと臭化メチルの混合物(クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)
			UN1582 クロロピクリンと塩化メチルの混合物
			UN1589 塩化シアン(安定剤入りのもの)[クロロシアン][シアン化塩素]
			UN1612 四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物
			UN1660 一酸化窒素(圧縮されているもの)
			UN1741 三塩化ホウ素
			UN1749 三フッ化塩素
			UN1859 テトラフルオロモノシラン[四フッ化ケイ素]
			UN1911 ジボラン
			UN1953 その他の圧縮ガス(毒性かつ引火性のもの)
			UN1955 その他の圧縮ガス(毒性のもの)
			UN1967 殺虫ガス類(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN1975 一酸化窒素と二酸化窒素の混合物 一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。)
			UN2188 アルシン[水素化ヒ素又はヒ化水素]
			UN2189 ジクロロシラン
			UN2190 ニフッ化酸素(圧縮されているもの)[フッ化酸素又は一酸化フッ素]
			UN2191 フッ化スルフルル[オキシフッ化硫黄]
			UN2192 ゲルマン[水素化ゲルマニウム]
			UN2194 六フッ化セレン
			UN2195 六フッ化テルル
			UN2196 六フッ化タングステン
			UN2197 ヨウ化水素(無水物)
			UN2198 五フッ化リン
			UN2199 ホスフィン[リン化水素]
			UN2202 水素化セレン(無水物)[セレン化水素又は無水セレン酸]
			UN2204 硫化カルボニル[オキシ硫化炭素]
			UN2417 フッ化カルボニル[オキシフッ化炭素又はフッ化フルオロホルミル]
			UN2418 四フッ化硫黄
			UN2420 ヘキサフルオロアセトン[六フッ化-2-プロパノン]
			UN2421 三酸化二窒素[ナイトロジェンセスキオキサイド]
			UN2534 メチルクロロシラン
			UN2548 五フッ化塩素
UN2676 スチピン[水素化アンチモン、三水素化アンチモン又はアンチモン化水素]			
UN2901 塩化臭素 臭化塩素			
UN3057 トリフルオロアセチルクロライド[パーフルオロアセチルクロライド]			
UN3083 パーフルフルフルオライド			
UN3160 その他の液化ガス(毒性かつ引火性のもの)			
UN3162 その他の液化ガス(毒性のもの)			
UN3168 ガス見本(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)			
UN3169 ガス見本(毒性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)			
UN3300 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるものに限る。)			
UN3303 その他の圧縮ガス(毒性かつ酸化性のもの)			
UN3304 その他の圧縮ガス(毒性かつ腐食性のもの)			
UN3305 その他の圧縮ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)			
UN3306 その他の圧縮ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)			
UN3307 その他の液化ガス(毒性かつ酸化性のもの)			
UN3308 その他の液化ガス(毒性かつ腐食性のもの)			
UN3309 その他の液化ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)			
UN3310 その他の液化ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)			
UN3318 アンモニア水溶液(15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液)			
UN3355 殺虫ガス類(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3512 その他の吸着ガス(毒性のもの)			
UN3514 その他の吸着ガス(毒性かつ引火性のもの)			
UN3515 その他の吸着ガス(毒性かつ酸化性のもの)			
UN3516 その他の吸着ガス(毒性かつ腐食性のもの)			
UN3517 その他の吸着ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)			
UN3518 その他の吸着ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)			
UN3519 三フッ化ホウ素(吸着されたもの)			
UN3520 塩素(吸着されたもの)			
UN3521 テトラフルオロモノラン(吸着されたもの)[四フッ化ケイ素]			
UN3522 アルシン(吸着されたもの)[水素化ヒ素又はヒ化水素]			
UN3523 ゲルマン(吸着されたもの)[水素化ゲルマニウム]			
UN3524 五フッ化リン(吸着されたもの)			
UN3525 ホスフィン(吸着されたもの)[リン化水素]			
UN3526 セレン化水素(吸着されたもの)[水素化セレンウム]			
UN3539 その他の物品(毒性高圧ガスを含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
引火性液体類	容器等級 I	危険規則第2条第1号ハに掲げるもの	
		MS7509 イソプロピルアミン水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)	
		MS8005 海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	
		MS8006 オレフィン混合物(炭素数が5から7までのものの混合物に限る。)(アルファオレフィンであって、炭素数が6から7までのもののみから成る混合物を除く。)	
		MS8007 オレフィン混合物(炭素数が5から15までのものの混合物に限る。)(炭素数が5から7までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が6から15までのもののみから成る混合物を除く。)	
		MS8008 アルファオレフィン混合物(炭素数が6から18までのものの混合物に限る。)	
		MS8009 その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第201号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これを「P混合物」という。))であって、引火点が60℃以下のものに限る。)	

種類	類別	危険物コード	品名		
その他の危険物	引火性液体類 容器等級Ⅱ		危規則第2条第1号ハに掲げるもの		
		MS7514	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物		
		MS8107	ジクロロプロパン及びジクロロプロベンの混合物		
		MS8111	1,1-ジクロロプロパン		
		MS8003	1,3-ペンタジエン		
		MS8113	メタクリル樹脂(1,2-ジクロロエタン溶液)		
		MS8114	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。)の芳香族溶媒溶液		
		MS8115	ターシャリーベンチルメチルエーテル		
		MS8116	エチルターシャリーブチルエーテル		
		MS8117	N-エチルメチルアミン		
		MS8118	メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。)		
		MS8119	1,3-ペンタジエン(濃度が50質量%を超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物		
		MS8120	ナトリウムメチシド(濃度が21質量%以上30質量%以下のメチルアルコール溶液に限る。)		
		MS8121	ターシャリーベンチルエチルエーテル		
		MS8123	エチルアルコール(植物由来のものに限る。)&及びガソリンの混合物(エチルアルコールの体積が25%を超え99%未満のものに限る。)		
		MS8124	オレフィン混合物(炭素数が7から9までのものの混合物であって、炭素数8のものを主成分とし安定化されたもの。)		
		MS8125	アルキルアルコール及びシクロアルコール(いずれもアルコールの炭素数が4又は5のもの及びその混合物に限る。)の混合物		
		MS8126	アセトニトリル(低純度品)		
		MS8127	アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその混合物に限る。)		
		MS8128	アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体(トルエン溶液)		
		MS8129	アルキルベンゼン混合物(少なくとも50質量%のトルエンを含むものに限る。)		
		MS8130	航空用アルキレート(炭素数が8のパラフィンであって、沸点が95℃以上120℃以下のものに限る。)		
		MS8131	ノルマルブチルエーテル		
		MS8132	1,4-ジオキサン		
		MS8133	エチルアミン水溶液(濃度が72質量%以下のものに限る。)		
		MS8134	エチルシクロヘキササン		
		MS8135	ヘキセン		
		MS8136	メチルアルコール		
		MS8137	オクタン		
		MS8138	海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)		
		MS8139	黄燐(白燐)		
		MS8140	アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が2から4までのもの及びその混合物に限る。)&及びポリオレフィンアミンの混合物		
		MS8141	熱分解ガソリン(ベンゼンを含むものに限る。)		
		MS8142	キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が10質量%以上のものに限る。)		
		MS8143	その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第201号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これを「P混合物」という。))であって、引火点が60℃以下のものに限る。)		
		MS8218	2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチン		
		MS8409	1,3,5-トリオキサン		
			容器等級Ⅲ		危規則第2条第1号ハに掲げるもの
				MS8206	エチリデンノルボルネン
				MS8209	クロロヒドリン(粗製のものに限る。)
				MS8211	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロプロパンの濃度が60質量%のものに限る。)
				MS8212	メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイソシルの混合物
				MS8213	エチレンジクロールモノアルキルエーテル
				MS8216	3,4-ジクロロ-1-ブテン
MS8217	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの濃度が80質量%のものに限る。)				
MS8219	イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)&及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)&並びにその混合物				
MS8220	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。)の芳香族溶媒溶液				
MS8221	ドデカン				
MS8222	3-メトキシ-1-ブタノール				
MS8223	メチルブチノール				
MS8224	メチルブチルケトン				
MS8225	ミルセン				
MS8226	アルキル(アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。)&アミン燐酸エステル				
MS8227	ポリシロキサン				
MS8228	プロピレングリコールメチルエーテルアセタート				
MS8229	プロピレングリコールモノアルキルエーテル				
MS8231	オクタメチルシクロテトラシロキサン				
MS8233	ノルマルアルカン(炭素数が9から11までのもの及びその混合物に限る。)				
MS8236	イソアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)&及びシクロアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)&並びにその混合物				
MS8237	アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から4までのもの及びその混合物に限る。)				
MS8238	硫化アンモニウム水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)				
MS8239	ノルマルベンチルアルコール				
MS8240	第一級ベンチルアルコール(ノルマルベンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。)				
MS8241	第二級ベンチルアルコール				
MS8242	ターシャリーベンチルアルコール				
MS8243	ブチンオリゴマー				
MS8244	酢酸ブチル				
MS8245	メタクリル酸ブチル				
MS8246	メタクロトトルエン				
MS8247	オルトクロトトルエン				
MS8248	パラクロトトルエン				
MS8249	コールタールナフサソルベント				
MS8250	1,3-シクロペンタジエン二量体(溶融状態のものに限る。)				
MS8251	パラシメン				
MS8252	デセン				
MS8253	ホスホン酸水素ジメチル				
MS8254	エチレンジクロールモノエチルエーテルアセタート				
MS8255	3-エトキシプロピオン酸エチル				
MS8256	2-エチル-3-プロピルアクロレイン				
MS8257	エチルトルエン				
MS8258	ヘプタノール ^d				
MS8259	酢酸ヘキシル(酢酸メチルベンチルを除く。)				
MS8260	イソアミルアルコール				
MS8261	イソプロピルシクロヘキササン				
MS8262	メチルベンチルアルコール				
MS8263	メチルシクロペンタジエン二量体				
MS8264	2-メチルピリジン				
MS8265	3-メチルピリジン				
MS8266	4-メチルピリジン				
MS8267	3-メチルチオプロピオンアルデヒド				
MS8268	ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物(それぞれの濃度が15質量%以上のものに限る。)				
MS8269	1-又は2-ニトロプロパン				

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	引火性液体類	容器等級Ⅲ	MS8270 ノネン
			MS8271 海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)
			MS8272 フロピオン酸ノルマルペンチル
			MS8273 ベータピネン
			MS8274 ホワイトスピリット(芳香族系成分の濃度が15質量%以上であって、20質量%以下のものに限る。)
			MS8275 ポリアクリル酸アルキル(アルキル基の炭素数が18から22までのもの及びその混合物に限る。)&及びキシレンの混合物
			MS8276 芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物
			MS8277 蒸留された樹脂油
			MS8278 その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二〇一号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これを「P混合物」という。))であって、引火点が60℃以下のものに限る。)
			容器等級一
UN3528 内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械(引火性液体類を燃料とするもの)			
UN3540 その他の物品(引火性液体類を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN1309 アルミニウム粉末(表面が被覆されているもの)			
UN1310 ピクリン酸アンモニウム(10質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1320 ジニトロフェノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1321 ジニトロフェノール類(15質量%以上の水で湿性としたもの)[ジニトロフェノール類]			
UN1322 ジニトロトルソルシノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1323 フェロセリウム(鉄の含有率が10質量%以上のもので安定化したものを除く。)			
UN1325 その他の可燃性物質(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)			
可燃性物質類	可燃性物質	UN1326 ハフニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)	
		UN1333 ミッシュメタル(厚板状、インゴット状又は棒状のもの)	
		UN1336 ニトログアニジン(20質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN1337 硝酸でん粉(20質量%以上の水で湿性としたもの)[ニトロスターチ]	
		UN1339 七硫化リン(黄リンを含有しないもの)	
		UN1341 三硫化四リン(黄リンを含有しないもの)[セスキ硫化リン]	
		UN1343 三硫化リン(黄リンを含有しないもの)	
		UN1344 ピクリン酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)[トリニトロフェノール]	
		UN1345 ゴムくず(粉状又は粒状のもの)(粒度が840ミクロン以下のもので、ゴムの含有率が45質量%を超えるもの)(十分に加硫された硬質のものを除く。)	
		UN1347 ピクリン酸銀(30質量%以上の水で湿性としたもの)	
UN1348 ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩(15質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1349 ピクラミン酸ナトリウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1352 チタン粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)			
UN1354 トリニトロベンゼン(30質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1355 トリニトロ安息香酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1356 トリニトロトルエン(30質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1357 硝酸尿素(20質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1358 ジルコニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)			
UN1437 水素化ジルコニウム			
UN1517 ピクラミン酸ジルコニウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1571 アジ化バリウム(50質量%以上の水で湿性としたもの)			
UN1868 テカボラン			
UN1871 水素化チタン			
UN2304 ナフタレン(溶融状のもの)			
UN2448 硫黄(溶融状のもの)			
UN2555 ニトロセルロース(25質量%以上の水で湿性としたもの)[硝酸セルロース、硝化綿、又はコロジオン綿]			
UN2556 ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下であって、アルコールの含有率が25質量%以上のものに限る。)[硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]			
UN2557 ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下のもの)(可塑剤及び顔料との混合物を含む。)[硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]			
UN2852 硫化ジピクリル(10質量%以上の水で湿性としたもの)[硫化ヘキサニトロジフェニル]			
UN2907 二硝酸イソソルビド混合物(ラクトース、マンノース、スターチ又はリン酸水素カルシウムの含有率が60質量%以上のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)			
UN2925 その他の可燃性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)			
UN2926 その他の可燃性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)			
UN2989 ホスホン酸水素鉛(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)[第二垂リン酸鉛]			
UN3089 金属粉末(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3097 その他の可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3175 固体(引火性を有する液体を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3176 その他の可燃性物質(有機物)(溶融状のもの)			
UN3178 その他の可燃性物質(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)			
UN3179 その他の可燃性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)			
UN3180 その他の可燃性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)			
UN3181 有機化合物の金属塩類(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3182 水素化金属(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3221 自己反応性物質B(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3222 自己反応性物質B(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3223 自己反応性物質C(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3224 自己反応性物質C(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3225 自己反応性物質D(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3226 自己反応性物質D(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3227 自己反応性物質E(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3228 自己反応性物質E(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3229 自己反応性物質F(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3230 自己反応性物質F(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3231 自己反応性物質B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3232 自己反応性物質B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3233 自己反応性物質C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3234 自己反応性物質C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3235 自己反応性物質D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3236 自己反応性物質D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3237 自己反応性物質E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3238 自己反応性物質E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3239 自己反応性物質F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3240 自己反応性物質F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)			
UN3242 アゾンカーボンアミド(自己反応性物質及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)			
UN3270 ニトロセルロース製マンブランフィルター(ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3317 2-アミノ4,6-ジニトロフェノール(20質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクラミック酸(湿性のもの)]			
UN3319 ニトログリセリン混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)			

種類	類別	危険物コード	品名								
その他の危険物	可燃性物質類	可燃性物質	四硝酸ペンタエリスリット混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)								
			UN3344	トリニトロフェノール(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリン酸]							
			UN3364	トリニトロクロロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリンクロライド]							
			UN3366	トリニトロトルエン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[TNT]							
			UN3367	トリニトロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)							
			UN3368	トリニトロベンゼン酸(10質量%以上の水で湿性としたもの)							
			UN3369	ナトリウムジニトロオルトクレソレート(10質量%以上の水で湿性としたもの)							
			UN3370	硝酸尿素(10質量%以上の水で湿性としたもの)							
			UN3376	4-ニトロフェニルヒドラジン(30質量%以上の水で湿性としたもの)							
			UN3380	純性化爆発物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)							
			UN3474	1-ヒドロキシベンゾトリアゾール(一水和物)(20質量%以上の水で湿性としたもの)							
			UN3527	ポリエステル樹脂キット(基材が固体のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)							
			自然発火性物質	自然発火性物質	UN1361	炭素(動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不活性炭素であって、自己発熱性を有するものに限り。)					
					UN1369	パラニトロソジメチルアニリン(50質量%を超える水で湿性としたものを除く。)[パラジメチルニトロソアニリン]					
					UN1374	魚粉(安定化されていないもの)(脂肪の含有率が12質量%(1kg当たり100mg以上の抗酸化剤を含むもの)にあっては15質量%)を超えるものに限り。)					
					UN1378	金属触媒(湿性のもの)(過剰水が目視されるもの)					
					UN1380	ペンタボラン					
					UN1381	黄リン又は白リン(乾性のもの、水中保存のもの又は溶液中のもの。)					
					UN1382	硫化カリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限り。)					
					UN1383	自然発火性金属又は自然発火性合金(他に品名が明示されているものを除く。)[アルミニウム粉末][バリウム粉末][セシウム粉末][セリウム粉末][鉄粉末][ストロンチウム粉末][亜鉛粉末(自然発火性を有するもの)]					
					UN1384	亜ジチオン酸ナトリウム[ナトリウムヒドロサルファイト]					
					UN1385	硫化ナトリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限り。)					
					UN1431	ナトリウムメチレート[ナトリウムメトキシド]					
					UN1854	バリウム合金(自然発火性のもの)					
					UN1855	カルシウム又はカルシウム合金(自然発火性のもの)					
					UN1923	亜ジチオン酸カルシウム[カルシウムヒドロサルファイト]					
					UN1929	亜ジチオン酸カリウム[カリウムヒドロサルファイト]					
					UN2004	マグネシウムジアミド					
					UN2008	ジルコニウム粉末(乾性のもの)					
					UN2318	硫化水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%未満のものに限り。)					
					UN2441	三塩化チタン又は三塩化チタン混合物(自然発火性のもの)					
					UN2447	黄リン又は白リン(溶融状のもの)					
					UN2545	ハフニウム粉末(乾性のもの)					
					UN2546	チタン粉末(乾性のもの)					
					UN2845	その他の自然発火性物質(有機物)(液体)					
					UN2846	その他の自然発火性物質(有機物)(固体)					
					UN2870	水素化ホウ素アルミニウム					
					UN2870	水素化ホウ素アルミニウム(装置内に収納されているもの)					
					UN2881	金属触媒(乾性のもの)					
					UN2940	9-ホスファビシクロノナン[シクロオクタジエンホスフィン]					
					UN3088	自己発熱性物質(有機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3126	自己発熱性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)					
					UN3127	自己発熱性物質(有機物)(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)					
					UN3128	自己発熱性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)					
					UN3183	自己発熱性物質(有機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3184	自己発熱性物質(有機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3185	自己発熱性物質(有機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3186	自己発熱性物質(無機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3187	自己発熱性物質(無機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3188	自己発熱性物質(無機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3189	自己発熱性金属粉末(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3190	自己発熱性物質(無機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3191	自己発熱性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3192	自己発熱性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3194	その他の自然発火性物質(無機物)(液体)					
					UN3200	その他の自然発火性物質(無機物)(固体)					
					UN3205	アルカリ土類金属アルコレート(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3206	アルカリ金属アルコレート(自己発熱性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3254	トリブチルホスファン					
					UN3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限り。)					
					UN3313	有機顔料(自己発熱性のもの)					
					UN3341	二酸化チオ尿素[ホルムアミジンスルホン酸]					
					UN3342	キサントゲン酸塩					
					UN3391	有機金属化合物(固体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3392	有機金属化合物(液体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3393	有機金属化合物(固体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3394	有機金属化合物(液体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
					UN3497	オキアミ粉					
					水反応可燃性物質	水反応可燃性物質	UN3400	有機金属化合物(固体)(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
							UN1183	エチルジクロロシラン			
							UN1242	メチルジクロロシラン			
							UN1295	トリクロロシラン			
							UN1340	五硫化リン(黄リンを含有しないもの)			
							UN1360	リン化カルシウム			
							UN1389	アルカリ金属アマルガム(液体)			
							UN1390	アルカリ金属アミド			
							UN1391	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物			
							UN1392	アルカリ土類金属アマルガム(液体)			
							UN1393	アルカリ土類金属合金(他に品名が明示されているものを除く。)			
							UN1394	アルミニウムカーバイド			
							UN1395	アルミニウムフェロシリコン粉末			
							UN1396	アルミニウム粉末(自然発火性を有しないものであって、表面を被覆していないもの)			
							UN1397	リン化アルミニウム(水反応可燃性物質に該当しないものを除く。)			
							UN1400	バリウム(自然発火性を有しないもの)			
							UN1401	カルシウム(自然発火性を有しないもの)			
							UN1402	カーバイド[カルシウムカーバイド]			
							UN1404	水素化カルシウム			
							UN1405	ケイ化カルシウム[カルシウムシリコン]			
							UN1407	セシウム			
							UN1409	水素化金属(他に品名が明示されているものを除く。)			
							UN1410	水素化リチウムアルミニウム			
							その他の危険物	可燃性物質類	水反応可燃性物質	UN1411	水素化リチウムアルミニウム(エーテル溶液)
										UN1413	水素化ホウ素リチウム
										UN1414	水素化リチウム(溶融固化したものを除く。)
										UN1415	リチウム(自然発火性を有しないもの)
										UN1417	リチウムシリコン

種類	類別		危険物 コード	品名
			UN1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末(マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)
			UN1419	リン化マグネシウムアルミニウム
			UN1420	カリウム合金(液体)
			UN1421	アルカリ金属合金(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1422	カリウムナトリウム合金(液体)
			UN1423	ルビジウム
			UN1426	水素化ホウ素ナトリウム
			UN1427	水素化ナトリウム
			UN1428	ナトリウム
			UN1432	リン化ナトリウム
			UN1433	リン化スズ
			UN1436	亜鉛粉末(自然発火性を有しないもの)
			UN1714	リン化亜鉛
			UN1870	水素化ホウ素カリウム
			UN1928	メチルマグネシウムプロマイド(エチルエーテルに保存のもの)[グリニア反応液]
			UN2010	水素化マグネシウム
			UN2011	リン化マグネシウム
			UN2012	リン化カリウム
			UN2013	リン化ストロンチウム
			UN2257	カリウム
			UN2463	水素化アルミニウム
			UN2624	ケイ化マグネシウム
			UN2805	水素化リチウム(溶融固化したもの)
			UN2806	窒化リチウム
			UN2813	その他の水反応可燃性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2830	リチウムフェロシリコン
			UN2835	水素化ナトリウムアルミニウム
			UN2965	三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの錯化合物
			UN2988	クロロシラン類(水反応可燃性物質に該当し、引火性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3078	ゼリウム(削りくず又は砂状のもの)
			UN3129	その他の水反応可燃性物質(液体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
			UN3130	その他の水反応可燃性物質(液体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
			UN3131	その他の水反応可燃性物質(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
			UN3132	その他の水反応可燃性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)
			UN3133	その他の水反応性可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
			UN3134	その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
			UN3135	その他の水反応可燃性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
			UN3148	その他の水反応可燃性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)
			UN3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じた副生成物
			UN3208	金属性物質(水反応性)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3209	金属性物質(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3292	電池(ナトリウムを内蔵する組電池又は単電池であって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3395	有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3396	有機金属化合物(固体)(水反応性かつ可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3397	有機金属化合物(固体)(水反応性かつ自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3398	有機金属化合物(液体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3399	有機金属化合物(液体)(水反応性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3401	アルカリ金属アマルガム(固体)
			UN3402	アルカリ土類金属アマルガム(固体)
			UN3403	カリウム合金(固体)
			UN3404	カリウムナトリウム合金(固体)
			UN3476	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水反応性可燃性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	UN3482	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物(引火性のもの)
			UN1438	硝酸アルミニウム
			UN1439	重クロム酸アンモニウム
			UN1442	過塩素酸アンモニウム(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1444	過硫酸アンモニウム[パーオキシ二硫酸アンモニウム]
			UN1445	塩素酸バリウム(固体)
			UN1446	硝酸バリウム
			UN1447	過塩素酸バリウム(固体)
			UN1448	過マンガン酸バリウム
			UN1449	過酸化バリウム
			UN1450	無機臭素酸塩類(固体)(臭素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1451	硝酸セシウム
			UN1452	塩素酸カルシウム(固体)
			UN1453	亜塩素酸カルシウム
			UN1454	硝酸カルシウム(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
			UN1455	過塩素酸カルシウム
			UN1456	過マンガン酸カルシウム
			UN1457	過酸化カルシウム
			UN1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物
			UN1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(固体)
			UN1461	無機過塩素酸塩類(固体)(塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1462	無機亜塩素酸塩類(亜塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1463	三酸化クロム(無水物)[無水クロム酸又はクロム酸(固体)]
			UN1465	硝酸ジシム
			UN1466	硝酸第二鉄
			UN1467	硝酸グアニジン
			UN1469	硝酸鉛
			UN1470	過塩素酸鉛(固体)
			UN1471	次亜塩素酸リチウム(乾性のもの)又は次亜塩素酸リチウム混合物
			UN1472	過酸化リチウム
			UN1473	臭素酸マグネシウム
			UN1474	硝酸マグネシウム
			UN1475	過塩素酸マグネシウム
			UN1476	過酸化マグネシウム
			UN1477	無機硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	UN1479	その他の酸化性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN1481	無機過塩素酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1482	無機過マンガン酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1483	無機過酸化物類(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1484	臭素酸カリウム
			UN1485	塩素酸カリウム(固体)
			UN1486	硝酸カリウム
			UN1487	硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物
			UN1488	亜硝酸カリウム
			UN1489	過塩素酸カリウム
			UN1490	過マンガン酸カリウム

種類	類別	危険物 コード	品名
		UN1491	過酸化カリウム
		UN1492	過硫酸カリウム〔パーオキシ二硫酸カリウム〕
		UN1493	硝酸銀
		UN1494	臭素酸ナトリウム
		UN1495	塩素酸ナトリウム(固体)
		UN1496	亜塩素酸ナトリウム(固体)
		UN1498	硝酸ナトリウム〔チリ硝石〕
		UN1499	硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物
		UN1500	亜硝酸ナトリウム
		UN1502	過塩素酸ナトリウム
		UN1503	過マンガン酸ナトリウム
		UN1504	過酸化ナトリウム
		UN1505	過硫酸ナトリウム〔パーオキシ二硫酸ナトリウム〕
		UN1506	塩素酸ストロンチウム
		UN1507	硝酸ストロンチウム
		UN1508	過塩素酸ストロンチウム
		UN1509	過酸化ストロンチウム
		UN1511	過酸化水素尿素〔過酸化尿素〕
		UN1513	塩素酸亜鉛
		UN1514	硝酸亜鉛
		UN1515	過マンガン酸亜鉛
		UN1516	過酸化亜鉛
		UN1745	五フッ化臭素
		UN1746	三フッ化臭素
		UN1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効塩素の含有率が8.8質量%のものに限る。)
		UN1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効塩素の含有率が8.8質量%のものに限る。)
		UN1872	二酸化鉛〔過酸化鉛〕
		UN1873	過塩素酸(濃度が50質量%を超え72質量%以下のものに限る。)
		UN1942	硝酸アンモニウム(自己発熱性を有しないものとして船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものに限る。)(可燃物(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないもの)
		UN2014	過酸化水素(水溶液)(必要に応じて安定剤を加えたもので、濃度が20質量%以上60質量%以下のものに限る。)
		UN2015	過酸化水素(水溶液)(安定剤入りのもので、濃度が60質量%を超えるものに限る。)
		UN2067	硝酸アンモニウム系肥料(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN2208	次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)[普通さらし粉]
		UN2426	硝酸アンモニウム(硝酸アンモニウムの濃度が93質量%以下の水溶液で、可燃性の物質(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下で、他の添加物を含まないものであって、かつ、水分含有率が7質量%以上で塩素イオンの濃度が0.02質量%以下のものに限る。ただし、硝酸アンモニウムの濃度が80質量%以下の水溶液であって、可燃性の物質の含有率が0.2質量%以下で、硝酸アンモニウムが析出しないものを除く。)
		UN2427	塩素酸カリウム(水溶液)
		UN2428	塩素酸ナトリウム(水溶液)
		UN2429	塩素酸カルシウム(水溶液)
		UN2464	硝酸ベリリウム
		UN2465	ジクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)又はジクロロイソシアヌル酸塩類(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(二水和物)を除く。)[ジクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]
		UN2466	超酸化カリウム
		UN2468	トリクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)[1,3,5-トリクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]
		UN2469	臭素酸亜鉛
		UN2495	五フッ化ヨウ素
		UN2547	超酸化ナトリウム
		UN2573	塩素酸タリウム
		UN2626	塩素酸(水溶液)(濃度が10質量%以下のものに限る。)
		UN2627	無機亜硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているもの、亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩類とアンモニウム化合物の混合物を除く。)
		UN2719	臭素酸バリウム
		UN2720	硝酸クロム
		UN2721	塩素酸銅
		UN2722	硝酸リチウム
		UN2723	塩素酸マグネシウム
		UN2724	硝酸マンガン
		UN2725	硝酸ニッケル
		UN2726	亜硝酸ニッケル
		UN2728	硝酸ジルコニウム
		UN2741	次亜塩素酸バリウム(有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの)
		UN2880	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
		UN2880	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)
		UN2984	過酸化水素(水溶液)(濃度が8質量%以上20質量%未満のものであって、必要に応じて安定剤を含むものに限る。)
		UN3085	その他の酸化性物質(固体)(腐食性のも)
		UN3087	その他の酸化性物質(固体)(毒性のも)
		UN3098	その他の酸化性物質(液体)(腐食性のも)
		UN3099	その他の酸化性物質(液体)(毒性のも)
		UN3100	その他の酸化性物質(固体)(自己発熱性のも)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)
		UN3121	その他の酸化性物質(固体)(水反応可燃性のも)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)
		UN3137	その他の酸化性物質(固体)(可燃性のも)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)
		UN3139	その他の酸化性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)
		UN3149	過酸化水素と過酢酸の混合物(安定剤入りのも)(酸、水及び5質量%以下の過酢酸を含有するものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3210	無機塩素酸塩類(水溶液)(塩素酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	UN3211 無機過塩素酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3212 無機次亜塩素酸塩類(アンモニウム化合物、他に品名が明示されているもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
			UN3213 無機臭素酸塩類(水溶液)(臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3214 無機過マンガン酸塩類(水溶液)(過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3215 無機過硫酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3216 無機過硫酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3218 無機硝酸塩類(水溶液)(備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3219 無機亜硝酸塩類(水溶液)(アンモニウム化合物を含有するものを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3247 過ホウ酸ナトリウム(無水物)
			UN3356 酸素発生器(化学反応によるもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3375 硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆発中間体)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)

種類	類別	危険物コード	品名				
		UN3377	過ホウ酸ナトリウム(水和物)				
		UN3378	過炭酸ナトリウム[パーオキシオ酸ナトリウム]				
		UN3405	塩素酸バリウム(水溶液)				
		UN3406	過塩素酸バリウム(水溶液)				
		UN3407	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(溶液)				
		UN3408	過塩素酸鉛(溶液)				
		UN3485	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効塩素の含有量が8.8質量%のものに限る。))				
		UN3486	次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)				
		UN3487	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)				
		UN3544	その他の物品(酸化性物質を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
		UN3103	有機過酸化化物C(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3104	有機過酸化化物C(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3105	有機過酸化化物D(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3106	有機過酸化化物D(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3107	有機過酸化化物E(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3108	有機過酸化化物E(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3109	有機過酸化化物F(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3110	有機過酸化化物F(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3113	有機過酸化化物C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3114	有機過酸化化物C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3115	有機過酸化化物D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3116	有機過酸化化物D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3117	有機過酸化化物E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3118	有機過酸化化物E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3119	有機過酸化化物F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3120	有機過酸化化物F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)				
		UN3545	その他の物品(有機過酸化化物を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
		その他の危険物	毒物類	毒物	MS7508	塩化ナトリウム水溶液(濃度が15質量%以下のものに限る。)	
					MS7609	重クロム酸ナトリウム水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)	
					MS7611	ペータプロピオラクトン	
					MS7612	クレゾールナトリウム塩水溶液	
					MS7613	クレゾール(フェノールを含まないものに限る。)	
					MS7614	ラクトリル水溶液(濃度が80質量%以下のものに限る。)	
					MS7615	メチルシクロペンタジエンルマンガントリカルボニル	
					MS7616	エトキシ化タローアミン(濃度が95質量%を超えるものに限る。)	
MS7617	ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%までのものに限る。)						
MS7618	1-フェニルエタノール及びアセトフェンの混合物(アセトフェンの濃度が15質量%以下のものに限る。)						
MS7619	2-メチルグルタロニトリル及び2-エチルブタンジニトリルの混合物(2-エチルブタンジニトリルの濃度が12質量%以下のものに限る。)						
MS7620	アルキルトルエンスルホン酸(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。)						
MS7621	クレゾール、フェノール及びキシレノールの混合物						
MS7622	2,6-ジアミノヘキサン酸塩水溶液						
MS7623	石炭酸油						
MS7624	2,4-ジクロロフェノール						
MS7625	2,4-ジクロロフェニル酢酸ジメチルアミン塩水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)						
MS7626	ジフェニルメタンジイソシアナート						
MS7627	長鎖(炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。)						
MS7628	フルフラール						
MS7629	グルタルアルデヒド水溶液(濃度が50質量%以下のものに限る。)						
MS7630	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリアジン水溶液						
MS7631	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリメチル-1,3,5-トリアジン水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)						
UN1051	シアン化水素(安定剤入りのもの)(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)[青酸]						
UN1092	アクリレン(安定剤入りのもの)[アクリルアルデヒド][プロペナール]						
UN1098	アリルアルコール[プロベニルアルコール]						
UN1135	エチレンクロロヒドリン[2-クロロエタノール]						
UN1143	クロトンアルデヒド又はクロトンアルデヒド(安定剤入りのもの)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)[2-ブテナール][3-メチルアクリレン]						
UN1163	ジメチルヒドラジン(非対称型のもの)[1,1-ジメチルヒドラジン]						
UN1181	クロロ酢酸エチル						
UN1182	クロロギ酸エチル[クロロ炭酸エチル]						
UN1185	エチレンイミン(安定剤入りのもの)[アジリジン][ジメチレンイミン]						
UN1199	フルアルデヒド類						
UN1238	クロロギ酸メチル[クロロ炭酸メチル]						
UN1239	メチルクロロメチルエーテル						
UN1244	メチルヒドラジン						
UN1251	メチルピニルケトン(安定剤入りのもの)[3-ブテン-2-オン]						
UN1259	ニッケルカルボニル[テトラカルボニルニッケル]						
UN1510	テトラニトロメタン						
UN1541	アセトシアンヒドリン(安定剤入りのもの)						
UN1544	アルカイド類又はアルカイド塩類(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)						
UN1545	イソチオシアン酸アリル(安定剤入りのもの)[アリルマスタードオイル]						
UN1547	アニリン[アミノベンゼン][アニリン油][フェニルアミン]						
UN1553	ヒ酸(液体)						
UN1556	無機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)						
UN1557	無機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)						
UN1560	三塩化ヒ素[塩化ヒ素]						
UN1564	バリウム化合物(他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く。)						
UN1565	シアン化バリウム						
UN1569	臭化アセトン						
その他の危険物	毒物類				毒物	UN1570	フルシン(殺虫殺菌剤類を除く。)[ジメキストリキニーン]
						UN1575	シアン化カルシウム
						UN1577	クロロジニトロベンゼン(液体)
						UN1580	クロロピクリン[ニトロトリクロロメタン]
						UN1583	クロロピクリン混合物(殺虫殺菌剤類を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
						UN1588	無機シアン化物(固体)(他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)
						UN1590	ジクロロアニリン(液体)
						UN1594	硫酸ジエチル[硫酸エチル]
						UN1595	硫酸ジメチル[硫酸メチル]
						UN1596	ジニトロアニリン
						UN1597	ジニトロベンゼン(液体)
						UN1599	ジニトロフェノール(溶液)
						UN1600	ジニトロトルエン(溶融状のもの)[メチルジニトロベンゼン]
						UN1601	消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
						UN1602	染料又は染料中間物(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
						UN1603	プロモ酢酸エチル
						UN1605	1,2-ジプロモエタン[二臭化エチレン]
UN1611	四リン酸ヘキサエチル[四リン酸エチル]						
UN1613	シアン化水素酸(水溶液)(濃度が20質量%以下のものに限る。)[青酸]						

種類	類別	危険物コード	品名
		UN1614	シアン化水素(安定剤入りのものであって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるもの)(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)[青酸]
		UN1625	硝酸第二水銀
		UN1626	シアン化第二水銀カリウム[シアン化水銀カリウム]
		UN1627	硝酸第一水銀
		UN1640	オレイン酸第二水銀(固体を除く。)
		UN1642	オキシシアン化第二水銀(減感剤入りのもの)
		UN1647	臭化メチルと1,2-ジプロモエタンの混合物(液体)
		UN1649	自動車燃料用アンチノック剤[四エチル鉛][四メチル鉛]
		UN1654	ニコチン
		UN1655	ニコチン化合物又はニコチン製剤(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
		UN1656	ニコチン硫酸塩(液体又は溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)[硫酸ニコチン]
		UN1658	ニコチン硫酸塩(水溶液)[硫酸ニコチン]
		UN1662	ニトロベンゼン
		UN1664	ニトロトルエン(液体)
		UN1665	ニトロキシレン(液体)[2-ニトロ-3-キシレン][3-ニトロ-2-キシレン][4-ニトロ-3-キシレン]
		UN1669	ペンタクロロエタン[ペンタリン]
		UN1670	トリクロロメタンスルフェニルクロライド[パークロロメチルメルカプタン][チオカルボニルテトラクロライド][トリクロロメチルスルホクロライド][トリクロロメタンスルフルリルクロライド]
		UN1672	塩化フェニルカルピラミン[フェニルイミノホスゲン又はフェニルイソシアノジクロライド]
		UN1680	シアン化カリウム(固体)
		UN1686	亜ヒ酸ナトリウム(水溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)
		UN1687	アジ化ナトリウム
		UN1689	シアン化ナトリウム(固体)
		UN1692	ストリキニーネ又はストリキニーネ塩類(殺虫殺菌剤類を除く。)
		UN1693	催涙ガス物質(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1694	オルトシアン化プロモベンジル(液体)
		UN1695	クロロアセトン(安定剤入りのもの)[モノクロロアセトン]
		UN1698	ジフェニルアミンクロロアルシン[塩化フェナルサジン]
		UN1699	ジフェニルクロロアルシン(液体)
		UN1700	催涙ガス筒(火薬類を含有しないもの)[催涙ガステキ弾]
		UN1701	臭化キシリル
		UN1702	テトラクロロエタン[1,1,2,2-テトラクロロエタン][四塩化アセチレン]
		UN1704	ジチオピロリン酸テトラエチル(殺虫殺菌剤類を除く。)
		UN1708	トルイジン(液体)
		UN1711	キシリジン(液体)[2,4-アミノジメチルベンゼン][2,4-ジメチルアニリン]
		UN1713	シアン化亜鉛
		UN1722	クロロギ酸アリル[アリルクロロカーボネート]
		UN1737	臭化ベンジル[アルファプロモトルエン]
		UN1738	塩化ベンジル
		UN1750	クロロ酢酸(水溶液)
		UN1752	クロロアセチルクロライド
		UN1809	三塩化リン[塩化リン]
		UN1810	塩化ホスホリル[オキシン塩化リン]
		UN1834	塩化スルフルル[塩化スルホニル]
		UN1838	四塩化チタン[塩化チタン]
		UN1846	四塩化炭素(セラチンのカプセルに入れたものをガラス容器に収納し、木箱で外装したものを除く。)[テトラクロロメタン]
		UN1851	医薬品(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1886	塩化ベンジリデン[塩化ベンザル][二塩化ベンジル]
		UN1889	シアン化臭素[臭化シアノゲン][プロモシアン]
		UN1891	臭化エチル[プロモエタン]
		UN1892	エチルジクロロアルシン
		UN1916	2,2-ジクロロジエチルエーテル[ジ(2-クロロエチル)エーテル]
		UN1935	シアン化物(溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1994	鉄カルボニル[ベンタカルボニル鉄]
		UN2016	毒ガス弾(有毒な物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がついていないもの)
		UN2017	催涙弾(催涙性物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がついていないもの)
		UN2019	クロロアニリン(液体)[オルトクロロアニリン(2-クロロアニリン)又はメタクロロアニリン(3-クロロアニリン)]
		UN2022	クレゾール酸
		UN2023	エピクロロヒドリン[1-クロロ-2,3-エポキシプロパン]
		UN2024	水銀化合物(液体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び辰砂を除く。)
		UN2025	水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び辰砂を除く。)
		UN2026	フェニル第二水銀化合物(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
		UN2038	ジニトロトルエン(液体)[メチルジニトロベンゼン]
		UN2075	クロラール(無水物)(安定剤入りのもの)[トリクロロアセトアルデヒド]
		UN2076	クレゾール(液体)
		UN2078	トルエンジイソシアネート[トリレンジイソシアネート]
		UN2206	イソシアネート類又はその溶液(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2224	ベンゾニトリル[シアン化フェニル]
		UN2232	2-クロロエタナール[クロロアセトアルデヒド]
		UN2236	3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート(液体)
		UN2249	ジクロロメチルエーテル(船積地を管轄する地方運輸局長が許可したものに限り。)
		UN2253	N,N-ジメチルアニリン
		UN2267	塩化ジメチルチオホスホリル
		UN2281	ヘキサメチレンジイソシアネート
		UN2285	トリフルオロメチルフェニルイソシアネート[イソシアナトベンゾトリフルオリド]
		UN2295	クロロ酢酸メチル
		UN2306	トリフルオロメチルニトロベンゼン(液体)[ニトロベンゾトリフルオリド]
		UN2307	2-クロロ-5-トリフルオロメチルニトロベンゼン[3-ニトロ-4-クロロベンゾトリフルオリド]
		UN2312	フェノール(溶融状のもの)[石炭酸]
		UN2316	シアン化銅ナトリウム(固体)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
		UN2317	シアン化銅ナトリウム(水溶液)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
		UN2322	トリクロロフテン[トリクロロフチレン]
		UN2334	アリルアミン[2-プロペニルアミン又は3-アミノプロペン]
		UN2337	フェニルメルカプタン[チオフェノール又はベンゼンチオール]
		UN2382	1,2-ジメチルヒドラジン
		UN2407	クロロギ酸イソプロピル[クロロメタン酸イソプロピル又はクロロ炭酸イソプロピル]
		UN2438	トリメチルアセチルクロライド[ピバロイルクロライド]
		UN2471	四酸化オスミウム
		UN2474	チオホスゲン[塩化チオカルボニル]
		UN2477	イソシアニル酸メチル
		UN2480	イソシアニル酸メチル又はその溶液[メチルイソニトリル]
		UN2481	イソシアニル酸エチル
		UN2482	イソシアニル酸ノルマルプロピル
		UN2483	イソシアニル酸イソプロピル
		UN2484	イソシアニル酸ターシャリーブチル
		UN2485	イソシアニル酸ノルマルブチル
		UN2486	イソシアニル酸イソブチル
		UN2487	フェニルイソシアネート[フェニルカルビミド][カルバニル]
		UN2488	イソシアニル酸シクロヘキシル
		UN2490	ジ(クロロイソプロピル)エーテル
		UN2501	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(水溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)[トリエチレンホスホルアミド]
		UN2521	ジケテン(安定剤入りのもの)[アセチルケテン]
		UN2522	2-ジメチルアミノエチルメタクリレート
		UN2542	トリブチルアミン
その他の危険物	毒物類	毒物	

種類	類別	危険物コード	品名
		UN2552	ヘキサフルオロアセトン(液体)
		UN2558	エビプロモヒドリン[1-プロモ-2,3-エポキシプロパン]
		UN2570	カドミウム化合物(硫化カドミウムを除く。)
		UN2570	硫化カドミウム
		UN2572	フェニルピラジジ[ピラジジベンゼン](結晶を除く。)
		UN2574	リン酸トリリル(3質量%を超えるオルト異性体を含有するもの)[リン酸トリクレシル]
		UN2588	その他の殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2589	クロロ酢酸ビニル
		UN2605	メキシメチルイソシアネート
		UN2606	オルトケイ酸メチル[テトラメトキシシラン]
		UN2611	プロピレンクロロヒドリン[1-クロロ-2-プロパノール]
		UN2628	フルオロ酢酸カリウム
		UN2629	フルオロ酢酸ナトリウム
		UN2630	セレン酸塩又は亜セレン酸塩
		UN2642	フルオロ酢酸
		UN2643	プロモ酢酸メチル
		UN2644	ヨウ化メチル[ヨードメタン]
		UN2646	ヘキサクロロシクロペンタジエン[パークロロシクロペンタジエン]
		UN2648	1,2-ジプロモ-3-ブタン
		UN2650	1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン
		UN2653	ヨウ化ベンジル[アルファヨウ化トルエン](固体を除く。)
		UN2668	クロロアセトニドリン[クロロエタンニドリン][シアン化クロロメチル]
		UN2669	クロロクレゾール(液体)[クロロメチルフェノール]
		UN2690	N-ノルマルブチルイミダゾール[N-ノルマルブチルイミナゾール]
		UN2727	硝酸ナトリウム
		UN2738	N-ノルマルブチルアミン
		UN2740	クロロギ酸ノルマルプロピル
		UN2742	クロロギ酸エステル類(毒性、腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
		UN2743	クロロギ酸ノルマルブチル
		UN2744	クロロギ酸シクロブチル
		UN2745	クロロギ酸クロロメチル
		UN2746	クロロギ酸フェニル
		UN2748	クロロギ酸-2-エチルヘキシル
		UN2750	1,3-ジクロロ-2-プロパノール[ジクロロイソプロピルアルコール][アルファジクロロヒドリン][アルファプロピルジクロロヒドリン]
		UN2754	N-エチルトルイジン
		UN2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2775	銅殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2777	水銀殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2779	置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2781	ピリジリウム系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2783	有機リン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2788	有機スズ化合物(液体)(殺虫殺菌剤及び他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2810	その他の毒物(有機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)
		UN2811	その他の毒物(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
		UN2821	フェノール(溶液)石炭酸
		UN2822	2-クロロピリジン
		UN2839	アルドール[アセトアルドール, 3-ヒドロキシブタナール又は3-ヒドロキシブチルアルデヒド]
		UN2872	ジプロモクロロプロパン[1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン等]
		UN2902	その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2903	その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2927	その他の毒物(有機物)(液体)(腐食性のもの)
		UN2928	その他の毒物(有機物)(固体)(腐食性のもの)
		UN2929	その他の毒物(有機物)(液体)(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN2930	その他の毒物(有機物)(固体)(可燃性のもの)
		UN2936	2-メルカプトプロピオン酸[チオ乳酸]
		UN2948	3-トリフルオロメチルアミン[3-アミノペンゾトリフルオライド]
		UN2966	2-メルカプトエタノール[チオグリコール]
		UN2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
その他の危険物	毒物類	UN2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3009	銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3010	銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3011	水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)
		UN3012	水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3013	置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3014	置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3015	ピリジリウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3016	ピリジリウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3017	有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3018	有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3023	2-メチル-2-ヘプタンチオール
		UN3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3048	リン化アルミニウム系殺虫殺菌剤(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3071	メルカプタン類又はメルカプタン混合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)

種類	類別	危険物コード	品名
		UN3073	ビニルピリジン(安定剤入りのもの)
		UN3079	メタクリロニトリル(安定剤入りのもの)
		UN3080	イソシアネート類又はその溶液(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3086	その他の毒物(固体)(酸性のもの)
		UN3122	その他の毒物(液体)(酸性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3123	その他の毒物(液体)(水反応可燃性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3124	その他の毒物(固体)(自己発熱性のもの)
		UN3125	その他の毒物(固体)(水反応可燃性のもの)
		UN3140	アルカイド類又はアルカイド塩類(液体)(殺虫殺菌剤を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3142	消毒剤(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3143	染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3144	ニコチン化合物又はニコチン製剤(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)
		UN3146	有機スズ化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)
		UN3172	トキシシン類(液体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3246	メタンスルホニルクロライド[塩化メシル]
		UN3250	クロロ酢酸(溶融状のもの)[モノクロロ酢酸]
		UN3275	ニトリル類(毒性かつ引火性のもの)[有機シアン化物類](他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3276	ニトリル類(毒性のもの)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)[有機シアン化物類]
		UN3277	クロロギ酸エステル類(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
		UN3278	有機リン化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3279	有機リン化合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3280	有機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3281	金属カルボニル類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3282	有機金属化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3283	セレン化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3284	テルル化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3285	バナジウム化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3287	その他の毒物(無機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3288	その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
		UN3289	その他の毒物(無機物)(液体)(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3290	その他の毒物(無機物)(固体)(腐食性のもの)
		UN3294	シアン化水素(アルコール溶液)(濃度が45質量%以下のものに限る。)
		UN3302	2-ジメチルアミノエチルアクリレート[2-プロペン-酸-ジメチルアミノエチルエステル]
		UN3315	化学品見本(毒性)(化学兵器禁止条約関連のものに限る。)
		UN3345	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3347	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3348	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3349	ピレスロイド殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3351	ピレスロイド殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3352	ピレスロイド殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3361	クロロシラン(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)
		UN3362	クロロシラン(毒性かつ腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)
		UN3381	吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
		UN3382	吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
		UN3383	吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
		UN3384	吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
		UN3385	吸入毒性液体(水反応性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
その他の危険物	毒物類	毒物	UN3386 吸入毒性液体(水反応性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3387 吸入毒性液体(酸性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3388 吸入毒性液体(酸性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3389 吸入毒性液体(腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3390 吸入毒性液体(腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3409 クロロニトロベンゼン(液体)
			UN3411 ベータナフチルアミン(溶液)
			UN3413 シアン化カリウム(水溶液)
			UN3414 シアン化ナトリウム(水溶液)
			UN3416 クロロアセトフェノン(液体)[フェニルクロロメチルケトン]
			UN3424 ジニトロオルトクレノールアンモニウム塩(溶液)
			UN3430 キンレノール(液体)[ジメチルフェノール][ヒドロキシジメチルベンゼン]
			UN3439 ニトリル類(毒性のもの)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)[有機シアン化物類]
			UN3440 セレン化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3448 催涙ガス物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3449 メタシアン化プロモベンジル(固体)
			UN3450 ジフェニルクロロアルシン(固体)
			UN3462 トキシシン類(固体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3464 有機リン化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)
			UN3465 有機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3466 金属カルボニル類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3467 有機金属化合物(毒性)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3483 自動車燃料用アンチノック剤(引火性のもの)[四エチル鉛][四メチル鉛]
			UN3488 吸入毒性液体(引火性かつ腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)

種類	類別	危険物コード	品名	
放射性物質等	第1種	UN3489	吸入毒性液体(引火性かつ腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	
		UN3490	吸入毒性液体(水反応性かつ引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	
		UN3491	吸入毒性液体(水反応性かつ引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)	
		UN3535	その他の毒物(固体)(引火性のもの)(無機物のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)	
		UN3546	その他の物品(毒物を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)	
		第2種	核分裂性物質(核分裂性輸送物に係わるもの)	
			核燃料集合体	
			使用済核燃料	
			二酸化ウラン	
			六フッ化ウラン	
			その他	
			核分裂性輸送物を除くBM型輸送物、BU型輸送物、A型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3輸送物に係わるもの並びに輸送物の適用を免除されるもの(表面汚染物に限る。)	
			医療用照射線源(Co-60など)	
			非破壊検査用線源(Ir-192など)	
			表面汚染物	
	第3種	核分裂性輸送物を除くL型輸送物に係わるもの及び輸送物の適用を免除されるもの(低比放射性物質に限る。)		
		PCB測定用線源(Ni-63など)		
		空の容器		
		ウラン鉱石		
		トリウム鉱石		
		その他		
		腐食性物質	MS7501	2,2-ジクロロプロピオン酸
			MS7502	水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液(水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。)
			MS7504	硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液
			MS7507	硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液
	MS7510		アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)	
	MS7511		N,N-ジメチルデシルアミン	
	MS7512		グリコール酸水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)	
	MS7513		ノルマルヘプタン酸	
	MS7515		吉草酸	
	MS7516		吉草酸及び2-メチル酪酸の混合物(吉草酸の濃度が64質量%のものに限る。)	
	MS7518		アルキルプロポキシアミンエトキシラート(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)	
	MS7519		塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液	
	MS7520		水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液(濃度が40質量%以下のものに限る。)	
	MS7521		トール油のナトリウム塩(粗製のものに限る。)	
MS7522	アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液			
MS7523	アミノエチルエタノールアミン			
MS7524	脂肪酸(炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。)			
MS7525	過酸化水素水溶液(濃度が60質量%を超え70質量%以下のものに限る。)			
MS7526	アクリル酸2-ヒドロキシエチル			
MS7527	イソプロパノールアミン			
MS7528	発煙硫酸			
MS7529	オレイルアミン			
MS7530	ノルマルプロパノールアミン			
MS7531	けい酸ナトリウム水溶液			
MS8207	N-エチルシクロヘキシルアミン			
UN1052	フッ化水素(無水物)			
UN1604	エチレンジアミン[1,2-ジアミノエタン]			
UN1715	無水酢酸[酸化アセチル]			
UN1716	臭化アセチル			
UN1719	カ性アルカリ類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN1724	アリルトリクロロシラン(安定剤入りのもの)			
UN1728	ベンチルトリクロロシラン[アミルトリクロロシラン]			
UN1729	塩化アニソール			
UN1730	五塩化アンチモン(液体)			
UN1731	五塩化アンチモン(水溶液)			
UN1732	五フッ化アンチモン			
UN1733	三塩化アンチモン(固体を除く。)			
UN1736	塩化ベンゾイル			
UN1739	クロロギ酸ベンジル[ベンジルクロロカーボネート]			
UN1742	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物(液体)			
UN1743	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物(液体)			
UN1744	臭素又はその溶液			
UN1747	ベンチルトリクロロシラン			
UN1753	クロロフェニルトリクロロシラン			
UN1754	クロロスルホン酸(三酸化硫黄を含有するものを含む。)			
UN1755	クロム酸(水溶液)			
UN1757	フッ化クロム(水溶液)			
UN1758	塩化クロミル[オキシ塩化クロム]			
UN1759	その他の腐食性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)			
UN1760	その他の腐食性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)			
UN1761	銅エチレンジアミン(水溶液)			
UN1762	シクロヘキセニルトリクロロシラン			
UN1763	シクロヘキシルトリクロロシラン			
UN1764	ジクロロ酢酸			
UN1765	ジクロロアセチルクロライド			
UN1766	ジクロロフェニルトリクロロシラン			
UN1767	ジエチルジクロロシラン			
UN1768	二フッ化リン酸(無水物)			
UN1769	ジフェニルジクロロシラン			
UN1771	ドデシルトリクロロシラン			
UN1774	消火液(腐食性のもの)			
UN1775	テトラフルオロホウ酸[フッ化ホウ素酸又はホウフッ酸]			
UN1776	フルオロリン酸(無水物)[フッ化リン酸]			
UN1777	フルオロスルホン酸[フッ化スルホン酸]			
UN1778	ヘキサフルオロケイ酸[フッ化ケイ素酸][ケイフッ化水素酸][ケイフッ酸]			
UN1779	ギ酸(濃度が85質量%を超えるものに限る。)			
UN1780	塩化フマリル			
UN1781	ヘキサデシルトリクロロシラン			
UN1782	ヘキサフルオロリン酸[六フッ化リン酸]			
UN1783	ヘキサメチレンジアミン(水溶液)[1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサン]			
UN1784	ヘキシルトリクロロシラン			
UN1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物(フッ化水素及び硫酸の混合物を70質量%から80質量%まで含有し、かつ、フッ化水素の含有率が25質量%以上のものに限る。)			
UN1787	ヨウ化水素酸[ヨウ酸]			
UN1788	臭化水素酸[臭酸]			
UN1789	塩酸			
UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%を超えるものに限る。)[フッ酸]			

種類	類別	危険物 コード	品名
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%以下のものに限る。)[フッ酸]
		UN1791	次亜塩素酸塩(水溶液)[さらし液、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム等]
		UN1794	硫酸鉛(遊離酸の含有率が3質量%を超えるものに限る。)[鉛ドross](固体を除く。)
		UN1796	混酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%を超えるものに限る。)
		UN1796	混酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%以下のものに限る。)
		UN1798	王水
		UN1799	ノニルトリクロロシラン
		UN1800	オクタデシルトリクロロシラン
		UN1801	オクタデシルトリクロロシラン
		UN1802	過塩素酸(濃度が50質量%以下のものに限る。)
		UN1803	フェノールスルホン酸(液体)
		UN1804	フェニルトリクロロシラン
		UN1808	三臭化リン
		UN1814	水酸化カリウム(水溶液)[苛性カリ]
		UN1816	プロピルトリクロロシラン
		UN1817	塩化ピロスルフルル[塩化ジスルフルル]
		UN1818	四塩化ケイ素
		UN1819	アルミン酸ナトリウム(水溶液)
		UN1824	水酸化ナトリウム(水溶液)[苛性ソーダ]
		UN1826	腐混酸(硝酸の含有率が50質量%を超えるものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1826	腐混酸(硝酸の含有率が50質量%以下のものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1827	塩化第二スズ(無水物)
		UN1828	塩化硫黄類[一塩化硫黄][二塩化硫黄]
		UN1829	三酸化硫黄(安定剤入りのもの又は安定化されたもの)[無水硫酸]
		UN1830	硫酸(濃度が51質量%を超えるもの)
		UN1831	発煙硫酸[二硫酸]
		UN1832	腐硫酸(化学的に安定なもの)
		UN1833	亜硫酸
		UN1835	水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)
		UN1836	塩化チオニルオキシ塩化硫黄又は塩化スルフィニル]
		UN1837	塩化チオホスホリル[チオ塩化リン]
		UN1898	ヨウ化アセチル
		UN1903	消毒剤(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1905	セレン酸
		UN1906	腐酸(石油精製時等に副生する腐硫酸)
		UN1908	亜塩素酸塩類(水溶液)
		UN1938	プロモ酢酸(水溶液)
		UN1940	メルカプト酢酸[チオグリコール酸]
		UN2028	発煙弾(腐食性液体を含有し火薬類を含有しないもの)(点火装置付きでないもの)
		UN2029	ヒドラジン(無水物)
		UN2030	ヒドラジン(水溶液)(濃度が37質量%以上のものに限る。)
		UN2031	硝酸(濃度が70質量%を超えるものに限る。)(発煙硝酸を除く。)
		UN2031	硝酸(濃度が65質量%以上70質量%以下のものに限る。)
		UN2031	硝酸(濃度が65質量%未満のものに限る。)
		UN2032	発煙硝酸
		UN2051	2-ジメチルアミノエタノール[N,N-ジメチルエタノールアミン]
		UN2054	モルホリン[テトラヒドロ-1,4-オキサジン]
		UN2079	ジエチレントリアミン
		UN2214	無水フタル酸(無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限る。)(溶融状態のもの)
		UN2215	無水マレイン酸(溶融状態のもの)
		UN2218	アクリル酸(安定剤入りのもの)[プロペン酸]
		UN2226	三塩化ベンジリジン[ベンゾトリクロライド]
		UN2240	クロム硫酸
		UN2248	ジ(ノルマルブチル)アミン
		UN2258	プロピレンジアミン
		UN2259	トリエチレンテトラミン
		UN2262	N,N-ジメチルカルバモイルクロライド
		UN2264	N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン
		UN2280	ヘキサメチレンジアミン(溶融状態のもの)[1,6-ヘキサジアンアミン又は1,6-ジアミノヘキサン]
		UN2308	硫酸水素ニトロシル(液体)
		UN2357	シクロヘキシルアミン[アミノシクロヘキサン]
		UN2401	ピペリジン[ヘキサヒドロピリジン]
		UN2430	アルキルフェノール類(固体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[ブチルフェノール等]
		UN2434	ジベンジルジクロロシラン
		UN2435	エチルフェニルジクロロシラン
		UN2437	メチルフェニルジクロロシラン
		UN2442	トリクロロアセチルクロライド
		UN2443	三塩化バナジルオキシ三塩化バナジウム]
		UN2444	四塩化バナジウム
		UN2502	ノルマルバレリルクロライド
		UN2513	プロモアセチルプロマイド
		UN2531	メタクリル酸(安定剤入りのもの)
		UN2564	トリクロロ酢酸(水溶液)
		UN2571	硫酸水素アルキル
		UN2576	オキシ臭化リン(溶融状態のもの)
		UN2577	フェニルアセチルクロライド
		UN2584	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸(液体)(遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)
		UN2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物
		UN2619	N,N-ジメチルベンジリアミン[ベンジルジメチルアミン]
		UN2670	シアンル酸クロライド[2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン]
		UN2677	水酸化リチウム(水溶液)
		UN2679	水酸化リチウム(水溶液)
		UN2680	水酸化リチウム(固体を除く。)
		UN2681	水酸化セシウム(水溶液)
		UN2683	硫化アンモニウム(水溶液)
		UN2685	N,N-ジエチルエチレンジアミン
		UN2686	2-ジエチルアミノエタノール[ジエチルアミノエタノール][N,N-ジエチルエタノールアミン]
		UN2692	三臭化ホウ素トリプロモラン]
		UN2699	トリフルオロ酢酸
		UN2705	1-ペンタール[3-メチル-2-ペンテン-4-イノール]
		UN2734	アミン類又はホリアミン類(液体)(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2735	アミン類又はホリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2751	塩化ジエチルチオホスホリル
		UN2789	酢酸(氷酢酸又は濃度が80質量%を超える水溶液)
		UN2790	酢酸(水溶液)(濃度が50質量%以上80質量%以下のものに限る。)
		UN2796	硫酸(濃度が51質量%以下のものに限る。)
		UN2796	硫酸(濃度が51質量%以下のものに限る。)
		UN2797	電池液(アルカリ性のもの)
		UN2798	フェニルホスホラスジクロライド[フェニルジクロロホスフィン]
		UN2799	フェニルホスホラスチオジクロライド[フェニルジクロロホスフィンサルファイド]
		UN2801	染料又は染料中間物(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2817	二フッ化水素アンモニウム(水溶液)[フッ化水素アンモニウム]
		UN2818	ポリ硫化アンモニウム(水溶液)
		UN2826	クロロチオギ酸エチル
		UN2837	硫酸水素塩類(水溶液)
		UN2851	三フッ化ホウ素(二水和物)

その他の危険物

腐食性物質

種類	類別	危険物 コード	品名
		UN2879	塩化セレンニル[オキシ塩化セレン]
		UN2920	その他の腐食性物質(液体)(引火性のもの)
		UN2921	その他の腐食性物質(固体)(可燃性のもの)
		UN2922	その他の腐食性物質(液体)(毒性のもの)
		UN2923	その他の腐食性物質(固体)(毒性のもの)
		UN2949	塩化水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%以上のものに限る。)
		UN2986	クロロシラン類(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2987	クロロシラン類(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3066	塗料又は塗料関連物質(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
		UN3084	その他の腐食性物質(固体)(酸化性のもの)
		UN3093	その他の腐食性物質(液体)(酸化性のもの)
		UN3094	その他の腐食性物質(液体)(水反応可燃性のもの)
		UN3095	その他の腐食性物質(固体)(自己発熱性のもの)
		UN3096	その他の腐食性物質(固体)(水反応可燃性のもの)
		UN3145	アルキルフェノール類(液体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[ブチルフェノール]
		UN3147	染料又は染料中間物(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3259	アミン類又はホリアミン類(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3260	その他の腐食性物質(無機物)(固体)(酸性のもの)
		UN3261	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(酸性のもの)
		UN3262	その他の腐食性物質(無機物)(固体)(アルカリ性のもの)
		UN3263	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性のもの)
		UN3264	その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの)
		UN3265	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(酸性のもの)
		UN3266	その他の腐食性物質(無機物)(液体)(アルカリ性のもの)
		UN3267	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)
		UN3301	その他の腐食性物質(液体)(自己発熱性のもの)
		UN3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物(水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のものとして、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。)
		UN3412	ギ酸(濃度が10質量%以上であって85質量%以下のものに限る。)
		UN3421	フッ化水素カリウム(溶液)
		UN3463	フロピオン酸(濃度が90質量%以上のものに限る。)
		UN3470	塗料又は塗料関連物質(腐食性かつ引火性のもの)(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
		UN3471	フッ化水素化合物(腐食性かつ毒性のもの)(他の品名が明示されているものを除く。)
		UN3477	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(腐食性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3484	ヒドラジン(水溶液)(引火性かつ毒性のもの)(濃度が37質量%以上のものに限る。)
		UN3498	一塩化ヨウ素(液体)
		UN3507	六フッ化ウラン(L型輸送物に該当するもの)(輸送物1個当たりの六フッ化ウランの質量が0.1kg未満のもの)(核分裂性輸送物のものを除く。)
	その他	MS9001	化学廃液 危規則第二条第一号の二に掲げるもの
		MS9002	その他の液体化学薬品(P混合物を除く。)

(一) 危険物接岸荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考
			A	B	C 1	C 2	
爆発物	火薬類	等級1.1, 1.2, 1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級1.3, 1.4, 1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
その他	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性非毒性高压ガス	5	100	500	2000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
その他	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000	
その他	可燃性物質類	可燃性物質	10	250	1000	4000	
		自然発火性物質	5	100	500	2000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2000	
その他	酸化性物質類	酸化性物質	5	100	500	2000	
		有機過酸化物 爆発物を除く	1	20	100	400	
危険物	毒物類	毒物	10	250	1000	4000	
危険物	放射性物質等	第1種	0	0	—	—	特別の保安体制をとること
		第2種	0	—	—	—	
		第3種	0	—	—	—	
危険物	腐食性物質		10	250	1000	4000	
危険物	有害性物質		10	250	1000	4000	
危険物	その他		—	—	—	—	(注) 3 参照

(注) 1 単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあつては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容積をいう。）100立方メートルを1トンとみなす。）である。

2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は、下記のとおりである。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
火工品 (弾薬を含む)	実包又は空包	2,000,000個
	信管又は火管	50,000個
	銃用雷管	10,000,000個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000個
	信号雷管	250,000個
	導爆線	50キロメートル
	コンクリート破碎器	100,000個
	導火管付き雷管	250,000個
	制御発破用コード	10キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

3 その他（化学廃液）については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化物質類のいずれかの類別に当てはめる。

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
第8条 第2項	修繕中又は はけい船 中の船舶 の停泊場 所の指定	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般船舶の航行及び停泊その他港湾の運営に支障の少ない場所であること。 2 びょう泊して行う場合は、いかりかきが良好な場所であること。 3 風、浪、潮汐等の影響が少ない場所であること。 	1 時間程度
第22条 本文	危険物積 載船舶に 対する停 泊等の場 所の指定	<p>次の要件を満たす場所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積載している危険物が停泊許容量を越えないものであること。 2 船だまり、航路筋等船舶のふくそうする場所又は陸上の保安物件等から離れた場所であること。 3 他の危険物積載船舶から離れた場所であること。 	1 5分程度
第22条 ただし書	爆発物以 外の危険 物積載船 舶に対す る停泊許 可	<p>停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認められること。</p>	1 5分程度 (ただし、放射 性物質の場 合は2日程度)

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
第22条 ただし書	爆発物以外の危険物積載船舶に対する停泊許可	停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認められること。	15分程度 (ただし、放射性物質の場合は2日程度)
第23条 第1項・ 第4項	危険物の荷役・運搬許可	<p>全種類共通</p> <p>1 危険物専用岸壁以外の場合</p> <p>① 荷役許容量(別紙2)を越えない場合 荷役許容量を越えないことが確認されること。</p> <p>② 荷役許容量を越える場合 危険物の種類、数量、バースの位置、周囲の状況等を勘案した、荷役安全管理体制、荷役時間、陸上の輸送計画、安全対策等によって、荷役の安全性が確保されることが申請書に添付される荷役計画書等により確認されること。</p> <p>2 危険物専用岸壁の場合 当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に係る安全対策等が遵守されること。</p> <p>3 包括許可を行える場合</p> <p>① 荷役の回数が非常に多いこと(原則毎日1回以上、少なくとも2～3日に1回程度)。</p> <p>② 荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。</p> <p>③ 危険物の専用船であること(一般船舶であるときは、荷役量が少ないこと)。</p> <p>④ 船内の消火設備及び火気管理が十分であること。</p>	<p>15分程度</p> <p>7日程度</p> <p>15分程度 (ただし、25000Dwt以上のLPG船の場合2日程度)</p> <p>20分程度 (ただし、新規の場合は7日程度)</p>

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
		<p>⑤ 荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは、荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。</p> <p>⑥ 荷役船舶及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行われていること。</p> <p>引火性危険物の場合</p> <p>1 夜間に荷役が開始される場合には、バースの証明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び火災発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。</p> <p>2 他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。</p>	<p>15分程度 (ただし、新規の場合は7日程度)</p>
第29条	私設信号の許可	<p>1 全種類共通</p> <p>① 国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。</p> <p>② 国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。</p> <p>2 けい留施設の使用に関する信号の場合統一を図るための指揮に沿って作成されたものであること。</p>	7日

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
第31条 第1項	工事・作業の許可	<p>当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 以下のとおり、船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。</p> <p>① 海上における工事・作業の場合は、当該海域を航行する船舶が通常の操船方法により容易に通航できるものであること。</p> <p>② 空域における工事・作業の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大のマスト高以上の空域において実施されるものであって、資器材の落下のおそれがないこと。</p> <p>③ 海底における工事・作業の場合は、当該海域を通航する船舶のうち最大のものが余裕水深を保つことができ、かつ通常船舶が投げようすることのない水域において実施されること。</p> <p>2 許可に付された条件に従って行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。</p> <p>3 災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。</p>	1ヶ月程度
第32条	行事の許可	<p>1 船舶交通の安全上支障を与えるおそれのない計画であること。</p> <p>2 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確率されていること。</p> <p>3 秩序ある行動がとれる体制にあること。</p> <p>4 行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適当であること。</p> <p>5 事故発生時の対策が適当であること。</p> <p>6 関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適当であること。</p>	1ヶ月程度

条項	処分内容	審査基準	標準処理期間
第34条 第1項	竹、木材 の荷卸し 等の許可	1 水上荷卸しの場合 ① 荷卸し場所が航路又は航路筋から十分に 離れていること。 ② 荷卸しした木材の適当なけい留場所があ ること。 ③ 沈木・流木の発生を防止する措置がとら れていること。 2 いかだけい留の場合 けい留場所が航路又は航路筋から十分に離 れていること。 3 いかだ運航の場合 運航の時間、経路、気象、海象、えい索及 び固縛方法等により危険を生じないものであ ること。	15分程度
則第21 条第1項	入出港届 の省略許 可 けい留施 設使用届 の省略許 可	1 入出港届の省略許可 ① 同一船舶を同一場所に係留すること。 ② 月平均10回程度以上入港すること。 2 けい留施設使用届の省略許可 ① 同一船舶を同一場所に係留すること。 ② 月平均10回程度以上離着棧すること。	15分程度 (ただし、新 規の場合は2 日間程度)
則第21 条第2項	えい航の 制限の免 除の許可 (則第9 条第1項)	1 船舶交通のふくそうする時間帯でないこと 2 えい航経路が一般船舶の航行等に支障がな いものであること。 3 えい船の能力が十分であり、警戒船が配備 されていること。	1時間程度